

令和2年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

| | |
|-----------|--|
| 招 集 月 日 | 令和2年9月9日（水） |
| 会 議 場 所 | 市役所 5階議場 |
| 開 会 日 時 | 令和2年9月9日（水） 午前9時03分 |
| 散 会 日 時 | 令和2年9月9日（水） 午後5時13分 |
| 委 員 長 | 金 澤 孝太郎 |
| 委員会出席委員 | |
| 委 員 長 | 金 澤 孝太郎 |
| 副 委 員 長 | 坂 本 国 広 |
| 委 員 | 中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹 |
| 委員会欠席委員 | なし |
| 議 長 | |
| 委 員 外 議 員 | なし |
| 傍 聴 者 | なし |

議 題

| 議案番号 | 議 題 名 | 審査結果 |
|------|--------------------------------------|------|
| 第70号 | 鴻巣市章・都市宣言審議会条例 | 原案可決 |
| 第72号 | 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第76号 | 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分 | 認 定 |

委員会執行部出席者

| | | | |
|----------|-------|------------|-------|
| (市長政策室) | | (財務部) | |
| 市長政策室長 | 根岸 孝行 | 財務部長 | 田口 義久 |
| 市長政策室副室長 | 佐々木紀演 | 財務部副部長 | 岩間 則夫 |
| 市長政策室参事兼 | | 財政課長 | 鈴木 誠司 |
| 総合政策課長 | 武田 昌行 | 財務部参事兼 | |
| 秘書課長 | 小林 勝 | 資産管理課長 | 五十嵐 剛 |
| (総務部) | | 資産管理課副参事 | 秋元 宏康 |
| 総務部長 | 榎本 智 | 資産管理課副参事 | 山岸 晃 |
| 総務部副部長 | 藤崎 秀也 | 財務部参事兼税務課長 | 谷 広明 |
| 総務課長 | 國島 清文 | 財務部副部長兼 | |
| 職員課長 | 関根 正 | 収税対策課長 | 関根 則男 |
| 契約検査課長 | 堀 岳夫 | | |
| 情報システム課長 | 野口 高志 | 会計管理者 | 大塚 泰史 |
| やさしさ支援課長 | 小川 裕子 | 参事兼会計課長 | 高子 英江 |
| | | 監査委員事務局長 | 関根 和俊 |
| | | 吹上支所長 | 細野 兼弘 |
| | | 川里支所長 | 山縣 一公 |
| | | 書 記 | 小野田直人 |
| | | 書 記 | 中島 達也 |

(開会 午前9時03分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と加藤英樹委員にお願いしたいと思います。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第70号 鴻巣市章・都市宣言審議会条例、議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案3件でございます。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りしたいと思います。

議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第76号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をいただくようお願いしたいと思います。委員の皆様には、円滑な議事進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第70号 鴻巣市章・都市宣言審議会条例について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本

委員会に付託され、ご審議いただきます議案第70号 鴻巣市章・都市宣言審議会条例の制定についてご説明いたします。

令和2年度に合併15周年の節目の年を迎えるに当たり、現在の市章を合併1周年を記念し制定した現在のシンボルマークに変更すること、また将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を基本としながら、本市の特色を強く発出するため、花、緑等をテーマとした新たな都市宣言の制定について審議いただくための審議会を設置する条例を新たに制定するものでございます。審議会は、識見を有する者、公募による市民、10人以内の委員で組織し、3回の開催を経て策定した制定案を令和2年12月定例会においてご審議いただく予定であります。現時点では、全く収束が見えていないコロナ禍において、新市章及び花と緑等をテーマとした都市宣言の制定により、本市の特徴を生かした魅力的なまちづくりを市民の皆さんと進めていきたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) 議案第70号 鴻巣市章・都市宣言審議会条例につきまして、都市宣言について4つ、市章について3つお尋ねしたいと思います。

まず、鴻巣市の都市宣言、今7つありますけれども、今までそれをつくる際、審議会形式にしてきたのか。

2つ目、男女共同参画推進プランの活動支援プロジェクトに審議会等への女性登用率、鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱の充実が掲げられておりますけれども、今回10人以内としている人数の中に女性の割合をどのように考えているのか伺いたいと思います。

3番目、これからの鴻巣を担う子どもたちに公募を行うなどの発想はなかったのか、パブリックコメントの募集を広く児童生徒にも声を求める考えはあるのか。

(一問一答の声あり)

(潮田) 一問一答なのでしたっけ。

(何事か声あり)

(潮田) 分かりました。申し訳ありません。では、一問一答で。
一番最初の鴻巣市の都市宣言の7つあるけれども、今までそれをつくる際の審議会形式をしていたのかどうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、審議会の形式ということですが、今までの都市宣言を全て調べたわけではないのですけれども、審議会か、もしくはほかの審議会と併せて審議をしていただいたような形を取って宣言のほうは決めているようであります。

(潮田) そうすると、今回審議会形式にするというのは、すみません、私が知る限りではあまり、私が知る限りです。なかったかなというふうに思っているのですけれども、今回審議会にするというのに何か理由とかはあるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今回は、シンボルマークを市章にするということですので、選定委員会ではなく、あくまでもまた都市宣言と合わせるということも含めて審議会での制定が妥当だというふうに判断しております。

(潮田) それでは、2つ目のほうをお聞きいたします。
男女共同参画推進プランの活動支援プロジェクトに審議会等への女性の登用率、鴻巣市審議会等への委員への女性登用推進要綱の充実が掲げられております。今回10人以内としておりますけれども、女性の割合をどのように考えているのか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 審議会等の委員への女性登用推進要綱に基づきまして、35%以上に達するように努めるようにしたいと思います。まだ決定しておりませんが、女性の割合が35%、4名程度になるようにしていきたいというふうに考えております。

(潮田) これが平成30年の男女共同参画審議会のときに審議をされているのです、登用率について。どうしても充て職になっていたりとか、公募とはいっても実際にはなかなか女性が3割または35%以上というのは難しいという。そこに対して、公募をする際の言葉を軟らかく、優しくするべきではないかという提言が中に入っておりました。そういったことが今回の募集には反映されているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）特に女性向けということにはちょっと行っていないのですけれども、関係する団体等のほうに依頼をかける際になるべく女性もというようなお話のほうはさせていただいております。

（潮田）分かりました。実際にどのくらいになるのかというのをとても注目したいと思っております。

3番目、これからの鴻巣を担う子どもたちに公募を行うなどの発想はなかったのか。パブリックコメントの募集を広く児童生徒にも声を求めるということ。これは、前に別なパブリックコメント、これ政策総務の関係ではなかったものですが、パブリックコメントを求める際に、本来であれば未来を担う子どもたちにもっと知らせるべきではなかったかなと思ったようなものがございまして、でもなかなか、市のホームページとか広報に載せているから、それ以外はやらないというようなことがありましたけれども、特にこの都市宣言につきましてはこれから育ていく子どもたちにとって必要なものでございまして、そういったパブリックコメントの募集を子どもたちにも声をかける、学校も含めて声をかけるというようなことはしているのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回の審議委員の公募については、子どもの登用というのは考えていなかったのですけれども、今後いろんなワークショップ等も含めて子どものほうを登用していくというのは検討していきたいと思っております。また、パブリックコメントについても、市民全体なのですけれども、特に小学生、中学生について意見をもらえるような形も検討していきたいと思っております。

（潮田）これについては、やはり子どもたちって全部が全部興味があるというわけではないかもしれないのですけれども、1学年今800人から1,000人ぐらいでしょうか、の子どもたちの中に1人でも2人でもこれからの鴻巣を考えようって思っている子っていたりするのですよね。やはりその意味でもこういったこと、何かやるときには子どもたちにもという発想を持っていただきたいと思うのですが、ではそのパブリックコメントについては今回は特にそういう、今回に関してはそういったことを

働きかけるということはしてはいいないということでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）パブリックコメントについて、これから実施するものですので、可能かどうかというところも含めて検討はしていきたいと思います。

（潮田）都市宣言の周知は、どのようにしていくのでしょうか。実際に今までも都市宣言あってもなかなかそれを目にすることがないほうが多いかなって。今7つある都市宣言で題名が全部言えるかという人もなかなかいないと思うのですけれども、どういった形で周知をしていくのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、3月に延期しました合併15周年の記念式典のほうで宣言をしていきたいと。それに合わせて今までの市の取組等を載せたリーフレット等を作る予定ですので、全戸配布する予定ですので、そちらにも掲載のほうはしていきたいと思います。

（潮田）それでは、市章のほうをお伺いしたいと思います。今回のこの改正によりまして、今までの市章の取扱いはどうなるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）新市章になりましたら当然切替えのほうは行っていくわけですが、既存で使っているものについては、必要なものについてはなるべく早く変更をします。特に支障がないものについては、段階的もしくは更新時に変更のほうはしていきたいというふう考えております。

（潮田）今ここの議場にも市章がありますけれども、現在市章のある数、新しく作り変える必要のある数、その単価及び総額、従来の染め抜き、今のは染め抜きだと思います。これ非常に高価だと思うのですけれども、今後そういった素材は。今、日進月歩でいろんなプリント技術とかも出ておりますので、それほど高額ではなく作れるのかなとも思うのですけれども、どのようなものになるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在どれくらい費用がかかるかというものと、あとどれくらいのものがあるのかというのは把握しておりませんので、今後全庁的に調査をかけまして、何が緊急で必要か、また段

階的なものなのかというのを判断していきたいというふうに思っております。特に市旗なんかについては必要になるかと思っておりますので、12月補正等で計上させていただければと思っております。

(潮田) そうすると、では現在の状況からすると、今回審議会でやりまされども、どのぐらいかかるかという試算を出してはいないということになるのでしょうか。というか、大体規模ですね、すみません。どのぐらいかかるかの規模がちょっと想定できないので、大体の規模を教えてくださいたいのですが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 規模については把握していませんが、そんなに本当に緊急で必要なものというものは少ないと思っておりますので、費用のほうは大きくかかるようなことはないというふうに思っております。

(潮田) 最後です。

市章が印刷されているものはどういうもの、先ほど各課にこれからという話でありましたけれども、住民票、戸籍謄本、抄本もあれは偽造ができないようにというか、透かしで入っているかと思うのですけれども、そういった今まで使っていたものも全部廃棄になってしまうものもあるかと思っております。公文書でやっぱり鴻巣の市章が入っているものもあるかと思うのですけれども、シンボルマークへの変更によって、これから調査という話でありましたけれども、大体そういったものって市が発行するものどのくらいあるのでしょうか。それもまだこれからということになるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) その点も含めまして、今後調査をしていきたいというふうに思っております。

(竹田) 私は、8個質問してまいりたいというふうに思います。

ちょっと今話を聞いてまた増えるかもしれないのですが、まず1点目ですけれども、なぜ今年度の当初に議案として提出しなかったのか。この9月に出したと。しかも、今話を聞いていると非常に泥縄的というふうに私は受け止めたのです。そういう点では、思いつきのような、誰が思いついたかよく分かりませんが、いうふうにちょっと考えるも

のですから、合併15周年だって分かっているわけですから、なぜ年度当初に議案として提出しなかったのか、まずこのことから質問します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）15周年を迎えるに当たりまして、昨年度末から検討をしておりました市章についても都市宣言についても検討しておりましたが、コロナ禍の状況で今年度実施していききたいと、必要であるというふうな判断をいたしました。

（竹田）コロナ禍ですよ。特にまた審議会を開くということは、例えばいろんな在り方検討委員会とか、ごみ処理施設の在り方検討委員会もコロナ禍であったために延期してきていますよね。教育の問題でいうと、自分たちが必要だからやっていますけれども、このコロナ禍だからこそ今の時期になぜやるのかと。費用も分かっていない。どういうものを精査しなければならないのかということすら分からないまま15周年に向けて、私が思っているのはとにかく市章、市の旗と、それから宣言だけ何とか整えればいいのかというふうにしかな進めていないというふうにならざるを得ないのです。そういう点では、議会の中で一般質問で取り上げられたというのは私の記憶ではない。かつ市民からこういう要望があったのかどうか、この点をお尋ねしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）審議会については、コロナの感染防止対策を十分に取って実施していききたいというふうに思っております。

それから、議会の一般質問、それから市民要望につきましては、現在把握している限りでは要望等あったとは聞いておりません。

（竹田）要望があったとは把握していないと。市民要望でないものをなぜやるのか。合併15周年だからといって、では合併15周年というのが市の都合であって、この間説明されているのが例えば合併特例債も最初は10年だったのだけれども、15年まで延期になって、それが使える期間がちょうど15年目だと。ということは、市民の皆さんの常識というか、節目というのは10年とか20年とかという節目なのですよね。合併特例債との関係で15周年にしているということは、市民からも要望ない、節目の年の感覚が違うという点ではなぜ15周年なのか。世間の常識的な節目と

皆さんが考える行政の側が考えるその15周年というのは、世間とのずれが私は生じているのではないかというふうに考えますが、その感覚というのはどのようにお考えなのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）節目の考え方ですけれども、本市の新市建設計画の最終年度ということで、合併して各3地域が1つになるという意味では、15年が節目というふうに考えております。

（潮田）私にはそれはずれているというふうにしか思えてならないのですが、一番は市民要望があるかどうかですよね。市民の負託に応じて行政を行う。その市民の負託を届けるのが市議会議員である私ども、二元代表制の市議会議員と、それから市民です。だけれども、そういう負託がない、市民からの声もないのにもかかわらずするということは、まさに市長政策室というところに私は表れているというふうに思います。そうした中で、一番、例えば先ほど合併して15年と言いますが、合併協議会のメンバーだった人がここには2人おられます。私も合併協議会の様子を毎回傍聴させていただきました。合併協議会の中で、鴻巣市、川里町、吹上町でどういう新市建設計画、それをどうつくっていかって、そういう中で合併、その当時は合併特例事業も10年だったのです。どういうまちづくりをしていくかというところで、市民の代表がちゃんと集まって決めた合併協議会の中で、市章は今議場にも掲示されているこれでいこうよって決めたのです。本当に大事な合併協議会で決めたことをなぜ変えようとするのか。合併協議会の決定事項に対する認識というのは、執行部はどうお持ちなのか。この認識についてお尋ねをしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）合併時に旧鴻巣市の市章を使用すると、それから都市宣言については新市において調整するという形で決めたことについては認識をしております。合併時にはそういうふうな判断をしましたが、今回15周年を節目として合併後に作成したシンボルマークを、市のシンボルとしたシンボルマークを市章としていきたいというふうに判断をしております。

（竹田）合併協議会の決めたことの重み、深さ、そういうものに対する

認識があまりにも欠けていると私は思うのです。協議会で決めたということは認識しているという程度でしょう。決めたということに対する認識は持ったとしても、その時々々のいわゆる市や町の執行部、首長も参加しています。それと議員が集まってどういうまちづくりをするのか、そのシンボルというか、その表現の一番大事な鴻巣市の市章でいこうよということを決めたということは、私は深いものがあると思うのです。しかも、市民からの要望は何にもない。議会からの一般質問も何にもない。そういうものを今回合併15周年だからといって市長政策室から出すことそのものが私は市民不在だと思っているのです。合併協議会に対する決めたことへの深い認識があるのかどうか。どのくらい深く捉えているのか。言葉で表すのは難しいと思いますけれども、深さや重み、そういうものを感じる、どういうふうに受け止めているのか、その点を確認しておきます。

（市長政策室副室長）ただいまのご質問でございますけれども、まず合併協議会での決定の重みということ十分認識しているのですけれども、私この慣行の取扱いの当時の議事録のほうを調べさせていただきました、そのときに決定前に事務局長のほうから、いろんな皆さん意見があって、たしかこれ1度審議いただいて、その場で決定できなくて継続審議になって、2回目で決定したというような形で記録が残っているのですけれども、その中で最後に事務局長が、これらの取扱いについてはここで完全に決めて、それがずっと未来永劫伝わるものではないということは発言されているようなのです。なので、確かに合併時にはこういった形で決めました。ただ、それが鴻巣市の市章はこれでいくのだということでもずっと未来にわたって変えられるものではないということではないというふうには認識しております。その上で、合併1周年を記念しまして現在のシンボルマーク、これ広く県内の方からアイデア募集をかけて、当然子どもたちも含めて応募していただいて、その中で絞った上で、今度また市民の方に投票いただいて最終決定したと。合併した県内16市のうち10市が市章を変えているということで、その10市が合併時あるいは合併から1年以内にやはり市章を変えているというふうになっており

ます。そういったことから、合併協議会のほうで鴻巣市の市章を使うという、そこで決まったものを合併時とか1年後にはやはり変えることはできないだろうと。そういうことで、逆にその当時の判断としてそのシンボルマーク、逆に合併のシンボルとしてのシンボルマークを定めたというふうに、そういうふうに認識しております。現在15周年、現在のシンボルマークはもう14年間、市民の方にも浸透して、様々なものにも使われています。特に私どもの名札ですとか名刺とかも市章ではなくシンボルマークを使っているような状態が今ありますので、あとは市の封筒とか全てシンボルマークのほうを使っているという、もうかなり浸透しているというところからも今回このタイミングで変えさせていただきたいということで提案をさせていただきました。

以上です。

(竹田) では、お尋ねをします。

一番は市民の要望がなかったっておっしゃってましたよね。議会での一般質問もないのです。広く浸透していて、今の市章であることに何の支障もないのです。だから、声も出ないし、議会での質問も出ない。そういう市民の声がないのになぜやろうとしているのか。かつ幾らかかるかも分からない。まさに市民不在だと思いませんか。

(市長政策室副室長) ですので、今回市側から提案をさせていただいて、公募の市民の方、あるいは関係する識見者の方の審議会での審議をいただいた上で、最終的に議員の皆さんに議会で議決をいただくと、審議をしていただく、そういった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ということは、市民不在だ、その前提はお認めになっていますね。だから、審議会で審議するのだということですが、では審議会のメンバー10人というのですけれども、識見を有する者、公募による市民というのは、その内訳をお尋ねします。

(市長政策室副室長) 今まだ決定ではないのですけれども、識見者が7、公募が3を予定しております。

(竹田) 識見を有する者で、先ほどのちょっと答弁で気になったのです

が、潮田委員の質問の中で、もう各団体の代表者、女性をもっと登用したほうがいいのではないかという話の中で、もう既に団体に話をさせていただいているというふうに私には聞こえたのですが、その答弁で間違いないですか。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）お声がけのほうは、議会のほうで承認をいただいたらという条件つきでさせてもらっております。

（竹田）ということは、条件つきで話をしているということは、もう既に意識的に誰か出してねということ声をかけている。その団体名をお伺いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まだ決定のほうをしておりませんので、団体名のほうは差し控えさせていただきます。

（竹田）おかしいではないですか。おかしいよ。声をかけている団体があるにもかかわらず、議会で決まったらということで声をかけていて、議会で決まらないから差し控えると。議会軽視もいいところではないのですか。声をかけている団体を、前提として議会で決まったらというふうに、正式にお願いしますけれどもということですから、声をかけているのだったら事実を明らかにしてください。委員長、お願いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それでは、今現在お声がけをさせてもらっている団体ですけれども、自治会連合会、商工会、教育委員会、それから観光協会、花組合等になっております。

（竹田）今のお話を聞くに、教育委員会って、教育委員会ですよ。市長が任命している団体にまたここに入ってねってやっているのですか。まさにこういうやり方こそ市民不在ではないのですか。自治会連合会とか商工会とか、教育委員会とか観光協会、花組合。常に市と連携のある団体ですよ。そこから出していただいて、公募による市民が3人と。7対3。しかも、最後市長が委嘱するのです。委嘱するということは、もう市長の、まさに市長政策室です。それをやろうとして広く市民から公募するとか言ったって、市長の意図する人を委嘱すること幾らでもできるのです。かつ過半数をもってやることができると。これこそまさに市民不在だという認識をお持ちになれるかどうか。市民不在ではないという

のだったら、どこを根拠に市民不在ではないと言えるのかお伺いしておきます。

（市長政策室副室長）まず、今の識見の案ですけれども、やはり今回のテーマというのが花と緑ということで考えております。その中で、花組合ですとか、そういった方というのは今後のやはり事業の進捗とか、その取組に当たって必ず連携等必要になってくると思います。また、当然自治会連合会ですとか商工会、観光協会につきましても広く都市宣言のほうをPRしていく。それに基づく事業を推進していく上では必ず連携を取らなくてはいけないということから、やはり審議のほうには加わっていただきたいということで考えております。公募につきましても、審議会の附属機関のその基本方針ですか、そういったものの中からもやはり3割以上という規定もありまして、その中でやはり市民の方、公募の方に入っていたいただきたいということで、そこもメンバーに入っていたくことからも、審議会は人数限られていますから、3人が少ないとか多いとかということではなくて、やはり審議の場に公募の方が入っていただく、そののところにやはり市民参加ということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

（竹田）理解できません。市民参加というのなら全員公募にしたらいかがですか。花と緑について、その関係団体の人はもちろん一生懸命考えていますけれども、市民だって花と緑、地球環境について今一生懸命考えています。ましてや緑がなくなったら大変と、この異常気象の下で誰もが考えていると思うのです。そうしたら、例えば今案出されていますけれども、全員公募にすると、まさに市民参加というのだったら全員公募に変更できますか、お尋ねします。

（市長政策室副室長）繰り返しになりますけれども、やはり花、緑推進していく上で関係団体等との協力というのがやはり必要であると考えておりますので、やはり識見の中にそういったメンバーを入れさせていただくということで、全員公募というのは考えておりません。以上です。

（竹田）本会議の中で質疑がありました。花と緑は分かりますが、人が

輝くという、人がなくなったと。これは、どういうことを意味しているのですか。

(市長政策室長) 本会議上でも人がないということでご質問ありましたけれども、花も緑もやっぱり人に対する対象になっているものですから、あえて人は入れていないわけなのですけれども、その辺は審議会の中でも、もし人も入れるべきであればその辺は検討しなくては行けないかなとは思っております。

以上です。

(竹田) 私は、地方自治法の一番大事なところ、人なのです。憲法でも基本的人権が尊重されて、人をどう大事にして生きていくかということ行政がやりなさいということをやっているわけですよ。その人を検討があれば、もし必要があれば入れていただくと。もしではないのですよ。一番人を大事にする行政なのかと。行政の一番役割は、住民の福祉の増進に努めるのです。住民なのです。そこが、花と緑は入れるけれども、人輝くというところをあえて入れない素案を出すことそのものは、私は憲法や地方自治法の精神を忘れたような、まさに住民不在の中身になってきているというふうを受け止めざるを得ない。どうお考えでしょうか。

(市長政策室長) あえて人というのを活字にして言うならば、当然その花と緑も人を対象にやっているわけですから、もう大前提、原則であると私は思っております。そういった意味であえて人という言葉が今回の提案の中には入れていませんけれども、審議会の中で当然その人ということまで、まずは人が対象なものですけれども、その活字もし宣言文の中に、当然人というのは入ってくると思うのですけれども、入っていませんけれども、宣言としては、私が言っているのは緑と花ですか、人という3文字を必ず宣言の文には入れるかどうか、ちょっとそれは分かりません。でも、私の言いたいことは、花も緑も当然人を癒やすため、人の生活、人に対する対象があるものですから、それによっておのずと宣言というのは人にも当たるというふうな考えで持っております。

(竹田) 花とか緑って確かに人を癒やしますけれども、緑というのは人

がいなくたって豊かになるのです。樹木だって自然環境の一部ですから。栄養があって、雑草だって緑です。野原の山だって緑です。そう考えたら人が手を施さなくても幾らでも緑ができる。野の花だって。そうではないですか。そう考えたときに、一番今地方自治体がやらなければならないのは、住民の福祉の増進に努める、それが地方自治体なのですから、それをあえて入れないような素案というのですか、出してきたということは、地方自治体の一番大事な役割がなくなってきていると、なくしているという、目に見えていない皆さんの認識かなというふうにちょっと思うものですから、あえて辛辣に言いますけれども、私はそこが非常に懸念されているところ。しかも、住民からも議会からも一度もこういうことを変えてほしいという、質問でも取り上げられていないものをやることそのものが市長政策室だということの本質が私は出てきているというふうに思いますが、どうでしょうか。

（市長政策室長）竹田委員の話も、そういう考えも当然あるかなと思います。私の考えからすると、花、緑とあえて言いましたけれども、花には当然緑もついていますから、ではあえて緑も入れなくてもいいのかなと。花の中に。そういう考えになってしまうのです。ではなくて、今回の宣言につきましては、花と緑を大切にしよう、当然今の自然を大切にしようという意味も含めてなのです。その対象となるものは、人が対象者であります。そういった意味での宣言を行いたいと思っております。審議会の中でも、その辺のそういう委員さんのご意見等も当然話はさせていただきます。そういった意味で、審議会の中でそれは審議していただければと思っております。

以上です。

（竹田）では、ちょっと最後に。

第六次総合振興計画で、2017年、2026年まで、そういうところでいうと、第六次総合振興計画との関係でも15周年というのは中の半端な、半端な変な言い方ですけども、途中の位置にあるわけですよ。第六次総合振興計画の中の位置づけの中からいうと。だから、自ら立ててきた総合振興計画との関係、整合性というのはどのようなふうに考えておら

れるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)総合振興計画についてですけれども、将来都市像を合併時から定めておりますけれども、こちらを第五次、第六次と引き継いでおります。今回将来都市像でも「花かおり 緑あふれ」という部分もございますので、総合振興計画との整合性は図れているというふうに考えております。

(竹田)ということは、さっきも言った第六次総合振興計画の中でも「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」というふううたっているのですよね。総合振興計画の中でも。うたっているでしょう。ということは、そのままの都市宣言を変えることないわけです。第六次総合振興計画の中で「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」とちゃんとうたっているわけだから、この15周年を機に都市宣言を変える必要はないのですか。整合性を図るということだったら、変えないことが整合性が図れることだというふうに思いますが、どうですか。

(市長政策室副室長)まず、今委員さんのほうから変えるというお話が出ているのですけれども、今都市宣言のお話をしているかと思うのですが、都市宣言はあくまでも新たな制定ということで、花と緑をテーマにした新しい都市宣言をつくるというところで、そここのところはまず初めにちょっと申し上げておきたいと思うのですが。

それと、花と緑、そしてその花と緑をテーマにということで今都市宣言のほう例示をさせていただいて、ずっと本会議のほうからも引き続いていろいろと議論になっておりますけれども、これが将来都市像が最後に「人輝くまち」という形が入っていて、そここの整合はというお話ですけれども、将来都市像の中でもやはりシンボルである花に包まれて、また緑に囲まれた環境の中でまちを支える、人が輝くということなので、やはり基礎になるのは花と緑、そういう環境の下に人が輝いていく。都市宣言は、当然人というのはその花や緑をどうしていくかという中で、その取組とか行動をするのが人ということになると思いますので、花と緑をテーマにした都市宣言ということでお話をしているところがございます。

以上です。

(竹田) 総合振興計画とかマスタープランとか、みんないろいろ見ると、「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」って出ているのですよ。それをあえて変えることないのではないですか。花や緑が大事だってここに言っているのだったら、あえて変える必要ないのではないですか。市民からも誰からも変えてくださいって出ているわけではないでしょう。一番はそこなのです。皆さんは15周年、15周年って一生懸命やっていますけれども、市民要望があったわけではない、議会でも取り上げて変えてほしいと言っているわけではないにもかかわらず、なぜ変える必要があるのか。市長の任期との関係って何ですか。そこだけ最後お尋ねしておきます。

(市長政策室副室長) すみません。今委員さんのほうで「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」、これを変えろというお話が出ているのですけれども、これは総合振興計画の中での定めた将来都市像ですから、ここは変える考えは全然ありません。今回は、都市宣言として、新たに花と緑をテーマにした都市宣言を新たにつくるということで提案をさせていただいているものでありまして、この将来都市像の実現というか、それに向けて具体的な取組を今後もさらに強く進めていくのだという都市宣言ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

(竹田) 私、最後あえて聞きますが、市長の任期との関係があるのですか。お聞きしました。

(市長政策室副室長) 全く考えておりません。

以上です。

(委員長) よろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時54分)



(開議 午前10時09分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

(坂本(晃)) それでは、幾つかお聞きいたしますが、先ほど1回答弁あったのですけれども、市民から要望があったのかということでは聞いてきたのですけれども、これについては市民からはなかったということですね。では、どこから発案されたのかと。誰から、個人名ではなくてもいいけれども、市長政策室の中で協議して出てきたのだとは思っただけけれども、どの段階から市章の変更ということが出てきたのか。

(委員長) 答弁を求めます。

(市長政策室長) 今回の市章、それから都市宣言の関係でございますけれども、この間もちょっと答弁させていただきましたけれども、昨年その準備はしておりました。というのは、15周年という記念式典がありましたよね、15周年で。それで、新市建設計画、これはもう重い事業だと思っております、自分たちは。市としては。それが15年で合併の約束事というのはほぼ完了したということで、この15年というのが、それで節目と思っておりました。それで、記念式典やると。最初10月1日ですか、10月、その後コロナの関係で今のところ3月26日を予定しておりますけれども、この市章と宣言につきましては、令和3年度の市民の日に制定しようと思っておりました。その辺の準備もしなくてはということで計画しておったのですけれども、市民の日が10月から3月になったということで、ちょっと時間がありましたよね。空きますよね。そうすれば、令和3年度の市民の日に宣言ないしは市章の変更というのも考えていますけれども、前倒しをして3月の15周年に繰り上げて宣言なり変更をとるという経緯でございます。

(坂本(晃)) 流れはおおよそ見えてきたのですけれども、今回の提案理由の中に、コロナ禍においても市民の皆さんの生活に潤いをもたらすとともに、地域の活性化を図ることを目的としたというような、そういう中で今度都市宣言のほうに入っていくのだけれども、では今の状態でそういう市民の中で潤いを持ってないとか、そういう要するに不足の意識をどこで捉えているのだろう。

(市長政策室長) 将来都市像、これは第五次、第六次にもうたっておりますし、当然新市建設計画の中でうたわれている新鴻巣市の未来像というものを求めるフレーズというか、ワードと思います。その中で、将来都市像、今まで合併してから15年間、花に対しては市も事業についても結構市内外に知られるように花のまち鴻巣、花といえば鴻巣というぐらいに認識はあると思うのですよね。また、それをキャッチフレーズに市のほうとしても発信していますけれども、将来都市像の花かおり緑、この将来都市像、将来ではなくて、もうそれを具現化したいと。具体的に宣言して、さらに花、緑というものを宣言したいと。そういう意味で今回宣言しようと思っております。

(坂本(晃)) 流れはある程度見えているのですけれども、では1つ古いところから。

現状の市章、この鴻巣の市章、これはいつできたのですか。

(市長政策室長) これは、鴻巣町のときですか、昭和8年ですかね。

(7年の声あり)

(市長政策室長) 7年ですかね、すみません。資料にあります。7年です。7年で、昭和29年、市制施行になって、29年の9月の何日ですか、制定。

(9月30の声あり)

(市長政策室長) 9月30日に制定して今日まで至っているという経緯だと思います。

(坂本(晃)) このときの制定の仕方というか、これは市民公募とか、町の時代だったら町の公募だと思うのだけれども、そういう流れをきちんとやって、手続をやって制定されたものだと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

(市長政策室長) その成り行きというか、その辺は公募なのか、それはちょっと分かりませんが、昭和7年には一般から募集して決定されたというくだりだと思います。そのまま市政になって、29年に引き継いで、鴻巣市という具合に市章のほうも継続して使っているという状況だと思います。

(坂本(晃)) そのときは公募ですよ、今言ったように。今回は、市章は、確かにシンボルは公募でできたものだと思うのです。市民の了解も得ているということは言っているけれども、市章として選ばれたものではないのです。あくまでもシンボルとして選ばれてきたものを今まで使ってきたと。市章というのはまた意味が違うのかなと思っているのですけれども、シンボルはどのようだって大丈夫なのです。幾らつくって構わない。幾つもつくって、シンボルは。だけれども、市章というのはやっぱり歴史のあるものをきちんとそういうふうに行っていくということを考えれば、やはりそんなに動かせるものではない、変えられるものではないと私は思っているのです。できればこのまま市章は置いておくと。置いておいて、シンボリックなものは幾つつくってもいいよと。そういうものは。そういう考え方でいけないのかなと思うのだけれども、今回は市章を変えてしまうのか。それであれば、そのためのやっぱり改めて最初からスタートし直す。市章を変えるので、皆さんのアイデアどうですかというふうに市民の意見を聞くということが大事だと思うのです。それはいつやるの。

(市長政策室長) 今回のシンボルマークという位置づけのこのKの字ですか、これは合併が平成17年で、18年に制定されたものだと思います。やはりこのシンボルマークの位置づけとしては、市章は新市建設計画の中でも継続して使うと。ただ、合併をしたという、そういうあかしではないですけれども、そういった意味でシンボルマークという位置づけで市民から公募しまして、小中学生も含めてそういう応募の中から1点選ばれたということで、それがシンボルとして制定されたわけなのですけれども、市章もどこが違うのかと。市章とシンボルというのは。あるのですけれども、我々というか、こちらの考えとしましては、やはりどこの市町村もそうなのですけれども、合併したときに、やはり新市になったときに新しく市章を変えると、選定しているわけなのですけれども、鴻巣市につきましては新市建設計画の中で継続するという意味合いもありますし、そのまま継いでいると。しかし、この15年間やってきて、今までの市章を継続もそうですけれども、やはり15年である程度合併とい

う土台づくりはできたと思っているのです。そうしますと、平成17年はないしは18年に市章の変更も考えられたわけですけれども、こちらとしては15年という一つの節目として、これまで合併での決まり事というものをやってきて一つの区切りになったと思います。そうした意味で、今回新しく新市に変わったのだというのを改めて認識してもらいたいと思いますけれども、これまでの市章から新しいシンボルマークに、格上げと言ってはなんですけれども、ちょっと変更するという意味合いで今回提案させていただいているのですけれども。

（坂本（晃））室長はいろいろ言うけれども、我々は本当に合併のときにいろんな思いがあったわけです。私もその中の協議委員の一員として本当に、中野さんもいたけれども、2人がこの中で出ているわけ。実際にこの都市宣言のところもそうだけれども、ではこういう言葉をどういうふうにつくっていかうという、そういうのを選んでいながらも我々いたのです。そういう中を見ながら来た、そういう人間であるので、本当にこれについては思いがあるのです。だから、そう簡単にいいかげんことをしてもらっては困るなどというのはあるのだけれども、将来都市像はそのまま残るようだから、それについては問題ない。ただ、市章、これだって合併のときに我々は、鴻巣市は残したけれども、吹上町、川里町って名前まで消したのだよ。そのときの思いを持って、この市章でいこうって決めたのだよ。両方合わせて3万人以上だよ。鴻巣市8万だったけれども、川里と吹上合わせれば3万5,000ぐらいの人間がいたと思うのだよ。そういう中で、その中でこの市章でいこうよということで了解してもらったのだよ。本当にその思いが入っているのだよ。つくったときはいなかったよ、我々は。だけれども、そういう中で合併の中できちんとそういう思いを持って、ではこれでいこうというふうに決めて今まで来たわけでしょう。何か支障はあったのかというの、これについて。問題があったのか。支障って、冗談ではないけれども、この市章に対して何か不満があるのかと。そういうのがあれば言ってくれればいいのだよ。多分そういう意見は出ていないと思うのだよ。では、これについては変える必要ないのだよ。なぜそんなこだわるのかと。そこのこだ

わる理由だよ。さっきから合併15周年だとか、ほかの合併した市が変えたから、では我々も変えなくてはって、そんな理屈は通らない。市民は、そういうことを要望しないのだよ。なるべくこのままいこうよというのがほとんどの人だと思うよ。もう一回それをきちんと聞いてもらいたいよ、それだったらば。どうですか、それは。何か問題がありますか。これでいくということに対して、市民からこれではしようがないよという要望が出たのかどうかだよ。そういうのあったら言うてくれる。

（市長政策室長）今の市章、ずっと続いているわけですがけれども、特にそういう支障はないと、声は聞いていませんけれども、やはりそれだけ市章に対する市民の皆さんからもそんな関心はないのかなという考えはあります、それは。

（重大発言だぞの声あり）

（市長政策室長）ということは、いや、重大発言というよりも、やっぱりそれについて何も支障がないということなので、当たり前と思っているのかもしれませんが、それは。ただ、この市章を新しい市章に変えるということは、やはり今までの合併という経過を経たことへの印かなと私は思っております。

（坂本（晃））やっぱりこの市章、市民が何も意見がないからあまり意味がないようなことを言ったけれども、それは重大な問題だよ、室長。室長が今の立場でいて、この市章について市民が意識が薄いようなことを言って通るか。とんでもない話だよ、それは。やっぱりそういうことだから変えたくなくなってしまうのだよ。関心を持たせるためについて思っているのだろうけれども、そうではないでしょう。シンボルはシンボル、あくまでも。市章は市章なのだよ。1軒の家でよく紋章があるけれども、そういうものを簡単に変えるか。ずっと代々変えないで来ているのだよ。日本の文化というのはそういうのだよ。そういう中に市章というのもできていたのだよ。だと俺は思っている。それを問題がないから変えてしまおうよと、そんな程度の執行部なのかい。

（市長政策室長）私のほうの発言がちょっと違う意味で捉えたような気がするのですけれども、関心がないというわけではなくて、それが当た

り前と知っているからこそ、そういう話題にならないのかなとは思っております。だから、それは今言ったように自分もやっぱりそう思います。市章というのは、1軒のうちの表札みたいなものだと思います。でも、それはある程度経緯を経てそれを続けるのかということですが、やはり本体が変わったわけですから、それでほかの市町村も新たに市章に変更していると思うのです。そういう意味で、私は今回の市章の変更というのは適切かなとは思っております。

(坂本(晃)) 私も未来永劫絶対変えてはならぬとは言っていないのだよ。必要があれば変えるときもある。だけれども、その必要性がどこまでかって。何もないのだよ、今。ただ皆さんの思いで、合併15周年だから、シンボルを今度は市章に変えようよという思いだけの話なのだよ。市民からこの市章があった場合に何かに類似しているとか、これでは困るよとどこかで訴えられたとか、そういう問題が起きているのなら、これは考えるべきかもしれない。それだってよほど慎重にやらなければいけないのだよ。でも、そういうことすらないのでしょう。何か訴えられるとか、そういうのがあるのかい、これで。ないのでしょ。ないのであったならば、今それを変える必要性はないと私は判断します。だから、もうちょっと市民の中から市章についてはもうそろそろ変えたほうがいいよと、これはいろいろあるから変えたほうがいいよということになればいろんな意見は出てくると思う。そしたら初めてそれについて、ではどう対応するかって考えるのが行政側ではないのかな。行政から問題ないのにこれを変えよう、余計な金かけるのだ、また。さっきも言ったとおり。その予算もまたどのくらいかかるかも分からない。それで市民説明できないよ。そこをどうするのだよ、それで。絶対それは間違っていると思う、やり方が。

それについては答弁が出ないのだから、では次へちょっと行くけど、さっきの新市建設計画だとかいって、合併15周年で、もう事業が完了したと。本当に完了したかい。

(市長政策室長) 私は、この間も本会議のほうで言いましたけれども、一部を残して継続中のものはありますけれども、ほぼ完了というふうに

発言しました。

（坂本（晃））一部は残して継続していると。では、私は新市建設計画そのものではない、プロジェクト事業で、15事業だよ。その中で、川里は2つできていないのです、まだ。手つけたけれども、全然進んでいないのが2つあるのだよ。そういうのをどうするのだい。

（吹上もあるの声あり）

（坂本（晃））吹上もまだある。鴻巣は終わったかもしれないけれども、川里は2つある、事業が。私は、まだその責任があるのだよ。何やっているのだって言われているわけだよ。そういう中で、もう完了しましたからと、ほぼ完了して、一部を残して問題ありませんからって言われても川里の人納得しないよ、これ。どうなの、それは。

（市長政策室長）先ほども言うように、一部を継続中でありますけれども、ほぼ完了というふうに表現しましたけれども、その中には今委員がおっしゃっている部分も私は認識しております。中野委員のほうのあれもありますけれども、それも認識しております。それを含めて発言したつもりです。

（坂本（晃））今室長がそこまで言うのだったらば、では必ず完了させるのですね。川里の2つの事業を完了させるのですね。

（市長政策室長）その辺は重く認識持っておりますので、継続というか、これは相手もあることですから、その辺は考えなくてはいけないと。ただ、市としてはその辺は取り組んでいきたいと考えております。

（坂本（晃））口だけは幾らでも言えるのだよ。取り組みますって言ったって、一回だって行かないのだよ。例えば地権者のところにいろいろ話行ったかといえれば行ってないよ。我々が行けって言えば初めてしようがない、行くような状況ができて何年か過ぎたよ。今ここでほとんど動いていないよね。ゼロとは言わない。だけれども、そういう状態で、いつまでかかるのだよと、この事業が。完成の見込みがあるのですか。

（市長政策室長）それは、やはり完成に向けて努力はしたいと思っております。

以上です。

(坂本(晃)) 努力をしているというならまだ分かるけれども、努力をしたいと思いますというのはこれからすることだよ、それは。そうではないのかい。今努力しているのでしょ、担当は。真剣が見られないのだよ、全然我々にも。4年に1回の時期になると川里のほうへ来て、いいこと言うのだよ。そういう人がいるの。誰とは言わないけれども。そうすると、そういう人たちは、身近にいる人たちは、ああ、では頑張ってくださいよって、応援しているよって言うぐらいの状況は出てくるのだけれども、それを過ぎるとまた何にもなくなってしまうのだよ。そういうことが多いのだよ。だから言うの。きちんと室長が今の状態でこれをやるに関して、完成させますって約束してくれよ。

(市長政策室長) 完成させるって、それはあれですけども、でも取り組んでいくということぐらいしか言えないと思います、私は。

(坂本(晃)) 取り組んでいくって言いながら、例えば例を出すと共和箕田線だよ。これなんかだって事業名も消してしまったのだよ。今、事業別予算組みながら、予算書の中に事業名もないのだよ。ないのだよ。前は、共和箕田線整備事業という形で幾らかついていたよ。そのうち事業名も消して、すっかり消してしまったの。そういう状態なのだよ。それをどういうふうに復活させるの。機運が高まればやりますよというようなことをいつも言っていたの。これは、武田参事が担当していた頃だからよく知っていると思うけれども、その辺どうなのか、ちょっと経緯を話しして。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 私が以前の部署で何回も事業のほうに携わって、地権者のほうにも交渉のほう行かせていただいているのですけれども、今やはり事業に対してご理解いただいていない部分がございますので、ずっと引き続き交渉のほうを続けていく。今までも計画について何回か修正を加えたりして理解に努めてまいりましたがけれども、なかなか理解いただけない部分がございますので、今後も、今でもですけども、継続して交渉のほうは続けていって、なるべく早く事業のほうを着手できるように引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

(坂本(晃)) このやり取りは、いつやったって、幾らやったって切りがないのだ。相手がいることだから。そんな簡単にできることではないと思っているから、努力を求めるけれども、期待しているけれども、でもそういうことすら完成していないのだよ。15周年でも一部を残してほぼ完成しているというようなことを言っているけれども、そうではない。一番大事なことがまだ残されているのだよ。そういうことを分かっているながらこういうことを、理由をこういうふうにつけてこういうものを変えていこうよと、気分変えようよって言っているのだよ。それちょっとおかしいなと思うのだよね。だから、私は将来絶対に市章を変えるなどは言わない。将来都市像についても、これは将来都市像として鴻巣の未来はこうですよってつくったのだから、これについてはもうやっぱりこれはこれで置くべきだと思っているのだよね。都市宣言、それは新しいのをつくるのだったら構わないよ、つくったって。それについては。ただし、市章については、今回はまだ時期が違うかと。今これはやるべきではないと私は判断していますので。やっぱりこれについて執行部のほうで、取りやめと言えればそんなことはできませんよって言うから、このままいくのだろうけれども、やめることはないと思うけれども、でもやっぱりこれは意味がないことに思う。まとめて室長のほうからどういうふうな形にやっていくか、もう一回その進め方を少し言ってもらえばいいな。

(市長政策室長) 今回議案として提案させていただいているのですけれども、審議会の設立ということなのですけれども、その辺も今まで委員さんの意見も審議会のほうにお話しさせていただきまして、その中で審議していただくこうと思っております。

以上です。

(中野) 議案第70号については、事前通告で私2点だけしていたのですけれども、2点目はもう既に10人の内訳が出ましたので、これは割愛させていただいて、1点目の鴻巣市のこの市章、あるいは都市宣言審議会設置の必要性、そのような理由について問うというふうに通告してあるのですが、なぜそういう質問を通告したかというのと、この議会初日の鴻

巢市議会定例会の提案説明の中になぜ変えるかというのが大きく分けて2つで、1つは合併15周年に当たりということ、それからいま一つはやはりコロナ禍において市民の皆さんの生活に潤いをもたらすという、大きく分けてこの2つだというふうに私は受け取っているのですが、これが特に鴻巣市章を変える理由というふうに私は思えないのです。なぜかという、コロナ禍なんていうのは取ってつけたようなものであって、鴻巣市章がコロナ禍で変えることによって市民の生活に潤いをもたらすなんていうことは全く考えられない。そうすると、合併15周年というのは事実として事実であるのだ。であるならば、先ほど竹田委員が言ったように、なぜ当初予算の中でこういうものを提案してこなかったのか。それがやっぱり不思議でならない。言葉は悪いけれども、思いつきというふうにしか見えません。しかも、それをコロナ禍ということをつけて。だから、こういう質問を私はあえてここで出したのです。先ほど言った合併15周年というのであれば、当初予算の中にきちっとその趣旨を盛り込んだ予算措置をすべきだというふうに私思っているのですが、竹田委員のときの答弁だと私は納得できないので、再度その点について伺っておきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）コロナ禍というところでご質問いただきましたけれども、まず15周年という節目で新市が、先ほどもありますように1つになるということと、それと今のコロナ禍の状況を、将来都市像にもございますけれども、花と緑、こういった本市の特徴をさらに強く発出していく必要があるということで、この15周年のタイミング、そしてコロナ禍の状況で市が一つになって市の特徴を発出しながらまちづくりを進めていくという思いを込めて、今年度補正で上げさせていただいております。

（中野）今の答弁も全く矛盾をしているよ。私も合併協にいたのです。私は、合併協にいたとき、この市章について反対したほうです。なぜこれを使うのだと。新しく3つの、なるので新しい市章をつくったらどうだって、私は法定合併協の中で吹上出身の法定協委員として主張しました。しかし、結論が出ない。だから、合併協そのとき結論出ずに次回持

ち越しているのです。合併協のことを言ったら私言いたいこといっぱいある。そういう立場であったものが合併15年になって変えるなんていうこと自体、だって都市宣言、新市まちづくり、この中にできているのですよ、これを使うって。それも今言ったように合併協で私反対しているにもかかわらず、これを使うということを新市の中で位置づけた。しかも、鴻巣市の都市将来の中で花、そして緑、人輝くというのが将来都市像に入っているのです。そういう状況何ら変わっていない。そういう中で変えるという理由が分からない。

もう一つついでに聞きたいのですが、先ほどの答弁で合併した中で10市が市章を変えたって。知らない人はそうかと思うでしょう。しかし、それは合併方式によって違うのです。吸収合併と対等合併。対等合併というのは、市の名前そのものが変わるのです。だから、市章を変えるのです。残念ながら、この場合は、川里と吹上は鴻巣市の吸収合併なのです。だから、鴻巣市という名前を変えない、変わらない。市役所の位置も変わらない。だけれども、市章は変えたっていいではないかって私言ったの、そのとき。片仮名を平仮名にしたっていいではないかと。しかし、残念ながら吸収合併で変わらなかった。先ほどの議論、同じです。だから、10市と言うけれども、しかも1年以内でしょう。今、佐々木副室長が答えた1年以内10市。もう15年もたっているのですよ。しかも、少なくともこの新市建設計画、その中ではきちっと明記されているの、今の主張が。15年たって、あのとき合併協でがたがた私が言ったのに変えないのに、なぜ今になって変えるのだと。私は、15年たった今、この市章はいいと思っています。コウノスと、片仮名ですけれども、非常によくできている市章だと思っています。今言ったように、合併のとき私があれば反対しても頑としても変えなかったものがなぜ今15年で変えるのだと。そこは、私は理由が分からないというのを言うのです。もう一つは、吸収合併と対等合併では合併方式が違う。それをやっぱりきちっとわきまえて物を言ってほしいというこの2点について。

（市長政策室副室長）まず、合併の方式ということで、すみません、私のほうの手元の資料でも、その10市が吸収合併だったのか、新設合併だ

ったのかというのはちょっと私のほうの資料は今確認できないので、そのところはそういった形になっております。

それと、やはり先ほどもちょっと答弁したのですけれども、シンボルマークというのが、今の提案説明の中では15周年、またコロナ禍ということで説明がありましたけれども、さらにシンボルマークが合併1周年で制定して、この14年間で本当に市民の皆さんの間にもしっかりと定着していると。先ほど申し上げたように様々な場面でも使っているということで、やはりこのタイミングでということ、その浸透というところもかなり強くあるのかなと、浸透しているというのが強くあるのかなというふうには認識しております。

以上です。

(中野) 今の答弁の中で、定着していると言うけれども、それは私の知っている市民の間で言っているのは、シンボルマークとして定着しているのだよ。市章としての定着ではないのだよ。あくまでもシンボルマークとしての定着なの。そこは、やっぱり私は履き違いをしないようにしていただきたいのですけれども、いかがですか。

(市長政策室副室長) こちらのシンボルマークの制定の経緯の中でも述べているのですけれども、1周年を記念して、合併により誕生した新鴻巣市の速やかな一体化と市民の心の統合の象徴としたシンボルマークということで、何度も答弁しているように、広く公募した上で市民投票までしてというか、そういった成り立ちからしても適正な制定をしている。今回市章が変わっても、やはりそれなりの制定過程も踏まえているというふうには認識しております。

以上です。

(何事か声あり)

(中野) 私がやっているのだから。今、そうなのだよ。シンボルマークとして公募して、そしてできたものだから、市章ではないのだよね。だから、その位置づけがきちっとできていない。さっき言ったように、市民はやっぱりシンボルマークとして定着しているのです。やっぱりそういう意味での違いというのは、もうこれ以上言っても答弁擦れ違うのだ

から、そこだけはっきりしていただきたいということ。

次に、今までやってきたことについて、皆さんが質問したことにダブリたくないなので、それは省略します。特に竹田委員だとか坂本委員が言ったことについて私は全く同じ考えなのですけれども、ダブっているから言う必要ないので省略しますが、言えることはまず私はどう見てもこれやることによってかかる費用が、試算もできていないとか、規模についても把握していないなんていう、こんな形で議案を出してくる、審議会も設けるといふ、これ自体やっぱり私は問題があると思う。では、この審議会の中でそういう同じような質問が出たときにどうするのですか、執行部は。いや、まだ全然できていませんと。それは、やっぱり審議会として、しかもこれ3回やるってさっきあったよね。12月議会にも出すって言っているよね、議案として。審議会の答申を踏まえて。ということになると、少なくともこの議会で決まって直ちということになると、10月、11月、もう遅くとも11月の中旬には結論出て、答申出なければいけないと。それで、12月議会の議案となって出てくるわけでしょう。にもかかわらず、いまだ今言ったその費用が幾らかかるか分からない、規模について把握していない、こんなことで審議会を設置するということ自体私は問題があると。それもきちっと精査し、できていた上で、なおかつ議会にこういうのを出して、そして審議会を設けるのなら分かるけれども、できていないというのは、それはやっぱり私はいかがなものかと思うのですが、いかがですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）私のほうで先ほど調査をするというお話しさせていただいたのですけれども、正確なもの、それから詳細な金額等については調査していかなければならないかなというふうに考えております。ただ、今想定できる範囲で把握しているものについては、やっぱり市旗、旗、庁舎とか学校で使っている旗、それから職員証もマークが入っております。それと、証明書、潮田委員のほうからもありました証明書関係も紙の改ざん防止、偽造防止の透かしが入っております。それから、賞状、庁舎の案内看板、道路の看板、それから下水道のマンホールの蓋等にも入っております。この中で、数とか金額、それから緊

急に変えなければならないもの、段階的、それから更新のときで大丈夫なのか、そういったものを今後調査して判断していきたいというふうに今のところ考えております。

(中野) そうすると、今名前出すといけないので、武田さんという名前を出してはいけないので、総合政策課長が答弁した中で、審議会でも同様の答弁するのですか。審議会でこういう質問が出たときに、今と同様の答弁を審議会の中でしていくのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 審議会の開催までには詳細について取りまとめていきたいというふうに考えております。

(中野) それは議会軽視でしょう。議会でこの議案を議論するときに出ていなくて、それで審議会のときには出すということは議会軽視も甚だしいでしょう。これ今月の24日が議会の最終日ですが、当然この議案についても本会議で採決をやるわけですが、それ以前に出してください。それでなかったら、審議会と同様のものを出してください。でなければ議会軽視も甚だしい。どうですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 費用等は概算になってしまうかもしれないのですけれども、調査結果のほうは提出させていただきたいと思えます。

(中野) それは出るということなので、なるべく早い時期に出してください。

それから、もう一つお聞きしたいのですが、ちょっと私よく分からないのですが、この鴻巣市の総合振興計画の中には花と緑と人輝く、入っているのですよね。しかし、これは変えないと。都市宣言の中に人が抜けると。そうすると、今言った総合振興計画と都市宣言の整合性について本当に私は理解に苦しむのです。これをどう整理したらいいのですか。

(市長政策室副室長) 将来都市像と今回の都市宣言が一致していないというご質問かと思うのですけれども……ではない。

(中野) 将来都市像というのは、どっちが先か知らぬけれども、鴻巣市の総合振興計画、都市将来像を受けて総合振興計画に明記されている。総合振興計画というのは、自治体における最高の計画です。最上位の。

それは花と緑と人が入っているのに、何で都市宣言に人が抜けるのですかと。では、その整合性はどうかのですか。上位ではちゃんと人が入っているのですよ。上位では。ところが、今上位というのは要するに将来都市像、それから鴻巣市総合振興計画、これがきちっと明記されている。それを何で都市宣言に人を抜くのですかと、その整合性はどこにあるのですかというふうに聞いているのです。

（市長政策室副室長）大変失礼しました。都市宣言なのですけれども、今までも様々な都市宣言があります。例えば青少年健全育成ですとか非核平和ですとか、スポーツですとか、直近ですと健康づくり都市宣言しています。今私もよくご質問の意図というか、ちょっとよく理解していませんのですけれども、総合振興計画で定めた将来都市像と今回の花と緑をテーマにしたという都市宣言が一致していないというところが、まるっきり一致していないかどうか、一致しているかどうかという、そういう議論になっていると思うのですが、そのこのところとはやはり様々な都市宣言している中で、そのこの将来都市像の3つと全て一致していないといけないのかとかということではないとは思いますが。ただ、先ほどもお話ししたように、花と緑をテーマにして、そういう環境を維持していく、継続していく、将来に引き継いでいくというような形になるのかなと思うのですけれども、そういった中でその人というのが、そのための取組、行動を定めるのがやはり都市宣言なのかなというふうに考えておりますので、テーマとして花、緑というふうに言っていますけれども、決して人が入っていないというか、人はやはり主体だと思っております。その取組をすべき主体って関係してくると思っておりますので、人を省いているということではないというふうに考えております。

（中野）今の副室長の答弁は当然といえば当然なのだけれども、市長政策室長と全く同じ、同様の答弁だと思うのですが、やっぱり私は聞いてそこに無理があると思うのだよ。だって、日本だって日本国憲法があって、その日本国憲法に基づいて全ての法律ができていくわけだよ。したがって、将来都市像あるいは総合振興計画に盛り込まれている文言が何で一部だけ宣言の中で消えるのかと、なくなるのかという点とは、

さっきの室長、花も緑もみんな人とのつながりあるのですよと。これは、やっぱり私はちょっと納得できないのだよね。だから、やっぱりきちっと将来都市像に鴻巣市を将来こういうまちにするのだというようなことであれば、当然こういうまちにするのだという、花と緑と人という文言について宣言の中に入れるというのは、僕はごく当たり前だと思う。それがなぜか人だけ消えてしまうというのは、何度同じような答弁を受けても私は理解できない。再度これについて答弁いただいて、これについては終わりたいと思います。

（市長政策室長）今委員のほうから質問の関係ですけれども、将来都市像のキーワードというものが花と緑と人ということ、これはもう鴻巣市の将来というか、目標だと思うのです。人輝くまちって目標だと思うのです。その中で花と緑を今回宣言するということは、その将来都市像に近づけるという意味でもあると思います。前は、健康づくり宣言ですか、やっぱり宣言というのは健康づくりをして、人が健康であり、元気であるということ、それは人が輝けるまちと、人が輝くまちにつながるのかなと思っております。将来都市像と今回の宣言がイコールというわけではなく、それに近づけるための手段というか、そういう意味で私どもは宣言という位置づけをしているわけでございます。だから、その中に例えば将来都市像、花、緑、人ありますけれども、花だけに特化した宣言であると思います。緑に対して特化した宣言もあると思います。たまたま今回将来都市像というのを引用していますから、何で人がないのということですがけれども、都市宣言につきまして、それは将来都市像に向けての宣言ですから、それらが今までの宣言が重なってこの将来都市像に向かうのだなというような認識をしております。

以上です。

（中野）次へ行きます。

先ほど答弁の中で、識見を有する者と公募による市民というのが7、3は出たのですけれども、その中で各団体に対して議会から議決をいただいた後にとつくのは私それでいいんですが、当然なのですが、先ほど私が言った、落としか分らないけれども、5団体しか言っていないの

です。自治会連合会、商工会、教育委員会、観光協会、花組合。ということは、これ7人なのです。そうすると、ある団体から複数が出るということなのか、2団体まだ出ていないのかについて最初伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほどちょっと5団体のみでしたので、残りの2団体につきましては、今緑に関する団体のほうをどこにしようかということで検討しております。それと、あとはデザインに関する団体、関わる人に対して検討中ということでご理解いただきたいと思えます。

（中野）分かりました。この件は分かった。そのときに、自治会連合会とか商工会とか、教育委員会、観光協会、花組合、それからあとデザインに関する団体、それともう一つは緑にいる団体。これは、執行部の構想としてこういうところから識見者を出してもらうのだというのは、それはそれで執行部考えたでしょうけれども、ここで私はまず第一に絶対理解できないのは、教育委員会がなぜ入っているのだと。教育委員会は、少なくとも行政の機関の一つです。特に教育に関わる場所だけれども。その審議会に教育委員会って執行部から出てくるということについて、私はちょっと理解できないのです。教育委員会ということになると、私が思うのは、現在教育委員5名いるよ。4名か。4名いるよね。あと、教育委員会にも教育長、教育長は委員だけれども、ほかに教育に関する参事も含めているわけだ。ここでいう教育委員会というのは、主に言えることは私が今言った教育委員ではないかというふうに想定するのですが、だとすればあるいは職員だった人もだよ、教育委員会の中の、この行政の一翼を担っている人間です。それを審議会に入れるなんていうこと自体本末転倒だと思っているのですが、この辺どうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）本年度も予算のほうで学校花いっぱい事業等も展開しておりまして、やはり花とか緑というものを育むというのは子どもたちの教育という部分にもつながってくると思いますので、今回教育委員会のほうにも声がけのほうをしております。

（中野）ということは、少なくとも今私が言いました教育委員会といっても教育委員、あるいは教育委員会に所属している職員は対象外という

ことですか。今の総合政策課長の答弁だと、学校でそれでは花をやっている。となると、これはやっぱり学校で、実際現場でやっている人たちを委員の、識見者としての委員としての一員に出ていただくという考え方なのか。今私言いました教育委員だとか、あるいは教育委員会所属する市の職員、こういう者ではないということだけは言えるのですか。あくまでも教育の現場を知っている人間を出してくると、お願いするという理解でいいのですか。

（市長政策室副室長）一応教育委員会ということで今案として出しておりますというところで、私ども想定しているのがやはり教育委員さんを想定を今現在はしているところです。教育委員さんが審議会の委員になってはいけないとかということもありませんし、やはり教育現場というか、学校、子どもたちのこととかという分野からということで想定しております。

以上です。

（中野）この問題に限らず、私は鴻巣市の最大の問題点というのは、教育委員会に教育の現場を知っている人間がほとんどいないということ。強いて言えば、インダさんは学校の先生でした。いわんや、教育長は教員上がりではないのです、今鴻巣市は。私も学校の先生との付き合いが多いのです。昔の校長、教育委員長をやったと。これで私は1つの組織をつくっているのです。私は教育委員ではないのだけれども、その一員に私入っているのです。鴻巣の実態を話すと、異口同音、皆さんおかしいと。教育は聖域の場だと。それに現場を知らない人間が携わるということ自体大変問題があるというふうに多くの先生から私は聞いております。そういう中で、今回のこの審議会についても、私はできれば実際現場を知っている人間、そういう人たちにやっぱりきちっとこういう審議会に出てもらおうということも私は大変重要なものだと思うのです。ただいまの答弁だと、現場の人ではないということがはっきりしたので、その辺再度検討する余地があるのか、最後伺って終わります。

（市長政策室副室長）教育委員会の在り方というか、今の現状みたいなところというのは私たちではちょっと答弁というか、そういうのはする

ことはできないと思います。一応その識見の枠として今教育委員会ということで、私のほうもその教育委員さんを今想定はしているというお話をしましたけれども、委員さんからのご意見、そういったものがあつたということで、そこのところは受け止めさせていただきたいと思っております。

以上です。

（加藤） 通告出していないのですけれども、原則通告と、委員会においてはということで、2点だけ簡潔に確認したいと思います。確認です。先ほど他の委員からのご質問の中で、今回議会のこの委員会の中でいろいろな見解、考え方、あるいはこのほうがいいのではないかというご提言的なものも含めて出ていて、それをもし議決があつたとして、仮定の中でそうだとして審議会に諮られるという中では、今回こういう意見があつたよというようなことで非常に参考になるかなと私自身は思っております。かつ要約してしまうと結構そういう意味で言ったのではないのにみたいなどころもあるので、なるべく詳細にお伝えするような形がベターだと思っております。そういう意味では、先ほど示していく方向ですよということをおっしゃったので、そこをもう一度確認で、私はなるべく真意が伝わるように、意見、こんな考え方だつて伝わるように、あまりはしよらないような形でやったほうがいいと思っておりますけれども、もう一度その見解を伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 審議会のほうでは、当然花と緑、本市の特色、貴重な財産というものを強く発出していきたいという部分と、当然人について入れたほうがいいといった意見があつたということも貴重な意見として審議委員のほうにはお話のほうをしていきたいというふうに思います。

（加藤） 今私の真意とご答弁のほうがちよつとかみ合わなかったなと思っておりますけれども、今ざっくりとしたものではなくて、結構細かくいろんなお声があつたので、なるべくそれが細かく伝わるような形のほうがベターではないかなと思っておりますので、どうだろうか。それについて言える範囲で、こんなふうにしそうと思っておりますよというのを

言える範囲でちょっと確認したつもりだったので、もう一度。

（市長政策室参事兼総合政策課長）将来都市像の件も人という部分が出ているということで、整合性という部分も含めて詳細についてもお話のほうをしていきたいと思います。

（加藤）2点目です。

お金の問題につきましてです。今回中野委員のほうから先ほどお示しをできますかねという話で、概算ですが、出すようにしますという話だったので、それ見てみたいなと思っておりますし、タイムラグの関係で今後審議会の中で、仮にこれはやったとして、その中で仮に詳細がさらにお示しできるものがあれば、審議会のほうではなるべく細かくご議論ができるような、そういった環境をつくられるのがモアベターだと思っているのですけれども、先ほどそういうつもりでご発言したのかなと私は解釈しますが、もう一回確認の意味で確認させてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）議会の最終日のほうでは、当然できる範囲で細かくお示ししていきたい。さらに、審議会のほうではさらに精度のほう……すみません。議会のほうでもできる限りの数字というものを出していきたいと。それと、審議会においては、さらに精度のほうも高めたものを審議していただくための材料としてお示しできればというふうに思っております。

（坂本（国））私は、15年前は議員ではなかったのですが、中野委員さんと同じ吹上地域の出身でございます。そのときはPTAの役員をやらせていただいております。15年前につきましては学校の体育館の演台の後ろの吹上町の町章だったものが鴻巣市の市章に変わったというのを目の当たりに見させていただいたときに、ちょっと寂しい思いと、それからこれが吸収合併なのだなというのをしっかりと認識させていただいたところがございます。そして、中野委員さんの15年前の考え方の中で、やはりだから市の名前は変えないにしても市章は変えるべきという考え方あったと思うのですが、こうして15年がたって市章を変えてもらえたらいいのかなという考えを持っているものでございます。

ちょっと質問とは違う内容の話をしてしまったのですが、質問としては

現在の市章、コウノスと書いてある市章がその扱いがどうなるのか、潮田委員さんからも話が出たと思うのですが、ちゃんとした答えが得られていなかったかなと思うので、ちょっと伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）扱いという部分がちょっと難しいかなと思うのですが、市章が変わりましたら当然切替えのほうは行っていかなければならないと思いますが、あくまでも既存で使っているものについて全て切り替えていくということではなくて、段階的に必要なものから変えていくような形を考えております。

（坂本（国））そうすると、一時的には残っていくみたいな形にはなっていくということでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市章が変われば当然新市章のほうを進めていくような形になりますが、その部分が一遍にとということではなくて段階的ということなので、部分的に残ってしまうものはあるのですが、市章としてではなくて、旧の市章として残っていくような形になるかと思います。

（坂本（国））その辺は全て市章が使われているものについては精査をして、そしていつまでにとか、そういう細かなことはしっかりと決めていかれたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今後の調査で詳細のほう分かりましたら計画的にやっていきたいというふうに思っております。

（坂本（国））もう一つ、通告しておいたのですけれども、吹上町の町章ってあるのですけれども、吹上の夏まつりで商工会の方たちが使っているはっぴに、背中の方に印刷されて使用されているのを見たことがあって、随分ちょっと違和感を覚えたのですが、どんな経緯だったのかちょっと伺えたらと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）すみません。経緯については、旧の吹上町の市章を使っていた経緯というのはちょっと把握しておりません。

（坂本（国））そういう意味では、鴻巣の現市章についても、ちょっと変えていくかどうかのあれはありますけれども、使用のルールとか、そ

ういうものがあつたほうがいいのではというふうに考えているのですが、どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在のシンボルマークでは、使用に関する取扱い要綱というものがございまして、使用のルール等が決まっているのですが、新市章になった場合も同様に適切な運用で引き続き広く市民の皆さんに使用してもらえたらなというふうに考えております。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）総合的には本会議で行いますが、簡潔に。

1点目が、15周年であることは以前から分かっていたわけです。ですから、そのために、もし必要だったら様々なものをちゃんと精査して議案に議案として提出すべきものであります。しかし、今回の条例はまさに私から言わせると泥縄式で、かかる費用も明確でないと。市章を変えることによるかかる費用も明確でない。どこの分野にどう影響を与えるかも精査されないまま審議会を開催することそのものが一番議会に対する議案の上程の仕方として問題があるというふうに思います。

2点目が、そもそも審議会を開くに当たり、議会でも市章を変えるという、一切質問として取り上げられたことは少なくともありません。ましてや市民からは何の要望もないにもかかわらず、この議案を出すことそのものがまさに、市民が必要だったら大きな世論としてやる必要があるかなというふうに思いますが、市民からの要望も何もない。議会での何の意見としても上がっていないにもかかわらず出すということは、まさに市民不在で合併15周年ということを進めようとしている。まさに市長政策室という、ここに象徴されるような市政の運営に私は問題があるというふうに思います。

るるいろいろありますが、この2点が非常に市民不在のやり方であるということを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(加藤) 私、提案説明の中で気になったフレーズの中に、地域の活性化を図ることを目的にということ、これにつきましては合併が平成17年あたりにいろんなところをされている。その中で、人口減少社会とも向き合っている中で、1つの側面として都市間競争もあったりするわけです。鴻巣は、社会的人口増などでも非常にご努力をされていると。そういう努力は続けなければいけないと思っていますのです。そういった中で、市が主導してこういった取組の中で、私は市章の部分はちょっとソフト化に近いかなと思っていますのですけれども、そういったところもいろんなことを含めて本市がさらに、競争と言ってはちょっと語弊あるかもしれないけれども、そういった競争に類するような状況の中で本市が発展することを考えてのトライアルだなというふうな認識があったので、私は地域の活性化というのはそういった側面も含めて読み込んだつもりです。あとは、議案調査の中でいろいろお聞きしている中でそれを感じたところですか。そういった意味では尊重できるし、しっかりと審議いただきたいと思っています。

もう一つは、審議会の設置の中で、潮田委員からもあったのですけれども、過去にはどうですかみたいな話。私は、過去にとらわれず、非常に重要なことでもあるし、いろんな方のご意見を聞きながらやるというような、そういった姿勢が今回の審議会の設置の中では感じられたものですから、そういった姿勢というのは尊重できるなと思っています。ただ、他の委員からも出ていたのですけれども、お金の問題とかちょっと見えないねというような話があったので、それは先ほど、まずは概要だけでも、示していこうとしている。それと、審議会の中でまた詳細が出たときにそれをお示ししながら議論をいただこうと、審議いただこうと。そこには真摯な議論がなされるであろうと。そういう意味合いで、私は細かく出したほうがいいですよと、委員の皆さん方はこういうふうなご意見あるよと、歴史的なことも含めてコメントもあったと、そういったことを出しながら審議をいただくことは、大変今後の鴻巣市を考えるとときに意義のある審議会になるのではないかなというふうな思いがありま

して、これはそういった審議会がなされることは期待を申し上げたいということで、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（中野）私、この議案に対して反対の立場から幾つか申し上げたいのですが、先ほど竹田委員が言ったことと全く同じです。それにプラスする部分について申し上げておきたいと思います。

私、質疑でも申し上げましたように、合併協にいた人間として、またその合併協に行政から出ていた人たちが今ほとんどいなくなった中で、合併協で決まったことについて、新市建設計画も今ある中で、こういうものを何の相談もなく突然議案として現れたことに対して、非常に私は憤慨をしている人間です。いわんや審議会が今後持たれるわけですが、少なくともこれまで各委員が質問した中で、費用が分からない、あるいは規模について把握していないということがはっきりしました。これはまさしく、はっきり申し上げますが、議会をどう考えているのか。議員というのをどう考えているのだ、執行部は。議会軽視であること甚だしい。私は、議会軽視を認めるわけにはいかない。

以上、この2点で私はこの議案に対しては反対の立場であります。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（坂本（国））議案第70号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

旧鴻巣市の市章であったこの現市章を現行の、シンボルマークではありませんけれども、それを新市章としていくというのは、やはり合併が15年たった中でそれはやっていくべきなのではないかなということをおもっております。15年前に非常に寂しい思いをした、何か残念な思いをした中で、やっと新しい市章をつくっていくことができるのかなということをおもっておりますし、またこの新しい市章、カラーでありまして、本当に伸び伸びとした、人を表しているようなものともなっておりますので、こういう形で市章を制定していただけたらと思ひまして、賛成させてい

ただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員長)ほかに反対または賛成の討論はありますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長)これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第70号 鴻巣市章・都市宣言審議会条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長)採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決します。

議案第70号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時22分)



(開議 午前11時36分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で執行部の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)



(開議 午後1時00分)

(委員長)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号について先ほど執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(潮田) 議案第72号 鴻巣市一般会計補正予算(第6号)につきまして質問させていただきます。

まず初めに、9ページ、債務負担行為のところの確認をしたいと思います。総合行政システム更新業務、政策総務で担当しているところのうちのシステムに関する業者名、委託会社等ちょっと確認をしたいと思います。

(情報システム課長) 鴻巣市総合行政システムにつきましては、業者につきましては株式会社両毛システムズが担当しております。

(潮田) データ入力業務とか、すみません。システムに関してはそれでいい。財務会計システムのほうはどちらになるんでしょう。

(財政課長) 失礼しました。財務会計システム、現行の業者ですけれども、ジャパンシステムのほうになっております。

(潮田) ちょっと基本的なことをお聞きしたいのですけれども、これって総合行政システム更新、7年間、こっちの財務会計システムも7年間ということになりますけれども、インターネット関連というのは日々情報技術が飛躍的に進んでいるものであると思います。技術革新に敏感であると思うのですけれども、7年間という長期であることに安住して新しいことに挑戦をしないと市としても不利益を被ることになりますけれども、この7年間というのはこういうシステムの関係では当たり前ということになるのでしょうか。

(情報システム課長) 通常システムの入替えにつきましては、5年間使用して、その後1年間の保守延長で、大体6年間のサイクルで考えております。今回総合行政システムの中の基幹系のシステムにつきましては、もう既に保守の延長期間入ってしまっていて、福祉システムにつきましても今年度末をもって5年間が終わる予定となっております。システムの入替えにつきましては、頻繁にシステムが変わってしまいますと操作の関係であったりとか、職員がせっかく慣れた環境の中でころころシステムが変わってしまうのもあまりよろしくないということで、おおむね6年間、プラスもう一回延長で6年間で、都合12年間のサイクルで考えてはおります。

以上です。

（潮田）そういった場合に、行政からの提案、こういうことが開発できないかというような提案等は今までその業者ともやっている、今先ほど言いました両毛システムズさんともしているとは思いますが、それは行政から提案をする形で新たな開発とかというのもお願いできるものなのではないでしょうか。

（情報システム課長）両毛システムズとは毎月定例会という会議を持ちまして、各担当部署のほうでこういったことができたなら便利だとか、こういった不具合があるので直してほしいといったものは、毎月両毛システムズのほうに提案させてもらっております。

（潮田）今までそういうような鴻巣市から提案をしたもので、特にこういったものがあるというようなものはありますでしょうか。

（情報システム課長）私の聞いているところですと帳票、様式ですね、印刷物の関係は結構オーダーが多いのかなというのは印象としてあります。

（潮田）分かりました。

続きまして、変更のほうです。債務負担行為補正の変更のほうで、公共施設Wi-Fi導入業務の件でお伺いしたいと思います。この導入業務の減額理由は、先ほどレンタルから買取りになったということでありました。これを導入する公共施設名、また今後公共施設でさらに広げていく考えとかについて伺いたいと思います。

（情報システム課長）今回のWi-Fiの環境を整備する施設につきましては、新館、本庁舎、吹上・川里両支所、あと福祉避難所に指定されています市内公民館8か所、あとコミュニティセンターの3か所、そのほかクレアこうのす、総合体育館、コスモスアリーナ、花久の里の19施設を予定しております。

（潮田）今の中には学校は入っていなかったのですが、学校が入るのはこれとはまた全然別ということでしょうか。

（情報システム課長）学校のWi-Fiの整備につきましては教育委員会のほうの所管になりますので、情報システム課ではないので、内容につ

きましてはちょっと分からない状態でございます。

（潮田）そうすると、今公民館とコミュニティ施設等ということもありました。今鴻巣市のいろいろな市民が特に関わる施設で、取りこぼしはないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（情報システム課長）現状で市民の方が集まるような施設につきましては網羅されていると思っております。

（潮田）それでは次、15ページ、歳入のところで国庫支出金の地方創生臨時交付金のところが、国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のところの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これにつきましては3億6,300万5,000円、第一次の分であるかと思えます。市がこの3億6,300万5,000円の内訳として計上していた項目及び金額、中小企業者支援金などは本市として計画していたよりも市民からの申請額は少ないということは本会議でも確認をさせていただきました。そうした差があったものについて今後どのようにしていくのか。また、今後の第二次、第三次の地方創生臨時交付金の計画スケジュールについて伺いたいと思えます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）地方創生臨時交付金の一次申請分の事業につきましては、小学校教育用パソコン設置事業、中学校教育用パソコン設置事業、金額もですね。交付金のほうの充当金額が、小学校教育用パソコンが8,361万円、中学校教育用パソコン設置事業4,392万円、ひとり親家庭等緊急支援給付金支給事業2,885万4,000円、児童就学援助事業、こちらが471万8,000円、生徒就学援助事業375万7,000円、災害支援体制整備事業338万円、高齢者施設等新型コロナウイルス関連支援事業220万円、新型コロナウイルス感染症緊急対策商工振興事業、こちらが1億8,756万6,000円、最後に花かおりPR事業500万円、以上9事業で合計5億3,383万6,000円で申請をしております。

次に、計画と実額の差ということですが、こちらについては9月末までに今度は二次申請のほうを行う予定となっております。さらにその後、まだ決まっていますが、冬頃に三次申請がありますので、それぞれのタイミングで実績額に応じて実施計画のほうを修正していきたい

というふうに考えております。

最後、スケジュールになります。一次申請については7月の8日付で交付決定を受けまして、7月の22日に入金されております。二次分については、9月に申請をしまして、11月上旬に交付決定の予定となっております。

以上です。

(潮田) そうすると、先ほどの商工業のほうは少し金額が変わってくるかなど。ほかはみんな確定、ほぼ予定していた通りの金額かと思うのですが、商工業のほうの実際と予定していた金額と支出額の違いというのはどのようになっているのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) すみません。どれだけ今差が出ているかというのは、ちょっと申し訳ないのですが、把握していないのですが、最終的に金額のほうを確定させた上で二次申請、三次申請のところで調整のほうをしてみたいと思います。

(潮田) 分かりました。

それでは、歳出のほうでいきたいと思えます。歳出のほうで23ページ、総務費の総務管理費の広聴広報費の中の行政情報発信事業。これは、先ほどの説明の中で、コロナによる自粛で外に出られない方、出前講座とかの撮影とか、今まで出前講座でやっていたものをオンラインでやれるということ。私もこれ6月議会でも提案させていただきましたので、大変ありがたいのですが、これにつきまして、これのもう少し細かなことを教えていただきたいと思えます。

(秘書課長) 今回購入するものが、アイパッドを購入させていただきます。アイパッドプロを購入させていただきます。その中に入っているアプリを使いながら動画撮影をそのアイパッドでした上で編集、そしてこの後1月にWi-Fi環境が整いますので、クラウドを通じてユーチューブ等にスムーズにアップできるような形を考えております。

(潮田) 市としては、これ双方向型ではなくて、あくまでも発信ということになるのでしょうか。

(秘書課長) 今現在は、発信という方向で考えております。

(潮田) 少し所管違いますけれども、パパマクラスとかは双方向型になるかと思うのですけれども、現時点では発信ということですが、そうすると後に双方向とか、要は出前講座とかであれば市民の方から質問があったりとか、それに対して答えたりとかという、リアルタイムでやる場合ですけれども、そういったことも市としては考えていけるのでしょうか。

(秘書課長) そこら辺の内容についてはまだ煮詰めていないのですけれども、今回アイパッドプロを2台購入させていただきます。1台は原課に貸出し用、1台は広報広聴のほうで常に持っているという形で考えておりまして、今後そのようなことも検討しながら動いていきたいと考えております。

(潮田) ちょうどこれ秘書課なので、通告出していないのですけれども、確認したいのですが、ラインの公式アカウントについては、同じく発信事業という意味ではどういうスケジュールで今後できるかお聞きしたいです。

(秘書課長) ラインにつきましては、6月議会で議員さんからのご要望もありまして今現在動いております。今現在運用方針がある程度できておりまして、9月末をめどにできるような形では考えております。

(潮田) 分かりました。

では、同じく23ページ、新型コロナウイルス感染症基金積立金のところで確認をしたいと思っております。これちょっと当初の通告には出していなかったのですけれども、先ほどちょっと課長のほうにはお伝えさせていただきましたけれども、これが具体的なものはどういうものを想定しているのか、コロナに関連していれば備品とかハードでもソフトでも問わずできるのか、また市民への支援金とかも含めたものになるのか、コロナに特化した予備費という発想でよいのかどうか、これが何に使える何には使えないというような規定があるのかを教えていただければと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 基金のほうは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、市民生活の支援、地域経済の対策を目的とし

た事業の財源とすることとしております。具体的な事業について規定をしているわけではございませんが、それぞれの段階で最も重要な、重要と思われる事業に活用していきたいというふうに考えております。したがって、今回5号補正を上げさせていただきました案件についても、公共施設での感染の発生を防ぐという部分で緊急性が高いということで充てさせていただいております。

(潮田) そうすると、これには使えない、コロナには関連するけれども、こういったものには使えないというような規定は特にはないということになるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 特にございませぬ。

(潮田) 分かりました。

では次、同じページです。情報システムのほうでの電算管理費情報システム事業の中のテレワーク環境導入委託料、環境使用料の詳細を、まずそれをお聞きしたいと思います。

(情報システム課長) テレワークの環境整備につきましては、現在詳細な部分については詰めているところで、今現在分かっている段階のところまでお答えさせていただきます。

テレワーク環境を構築するに当たりまして、方式として3つありまして、まずテレワーク用のパソコンを職員に貸し出すやり方、あとは現在職員に貸与しているパソコンを利用するやり方、あとは職員個人の自宅にあるパソコンを使う方式と、3つの方式があります。今現在職員に貸与しているパソコンはデスクトップパソコンなので、ノート型パソコンと違ってちょっと持ち出しができませんので、専用のパソコンを貸与する形か、自宅のパソコンを貸与する形か、どちらかを選択する形となっております。今回見積りを取ったところ、職員の自宅のパソコンを使ってテレワーク環境を構築した場合、500ライセンス程度この金額で構築することができます。専用のノート型のパソコンを貸与する場合は、同じような金額で約30台しかパソコンのほうで準備できませんので、方式としては職員の自宅のパソコンを使った形でのテレワークの導入を考えております。

また、テレワークで利用しますデータの中身につきましては、ファイルサーバーの中のデータの更新であったりとか、閲覧であったりとかということを考えております。また、機能として今市の掲示板、コンパスというのあるのですけれども、その掲示板の中身が見られたりとか、メールの内容が見られるようなこともできればいいかなということ考えております。

以上です。

(潮田) テレワークの職員は、各課の業務によっても違うとは思いますが、各課で何割ぐらいの方がテレワークにできる体制にするのか。あと、またテレワーク勤務の場合、その担当者でなければ分からないことというのも多くあるかと思えます。そういう場合には、テレワークのときの専用の携帯電話が貸与されるのか。これVPN利用、ネットワークの利用で電話もできるというのものもあるようですけれども、そういった形を取るのでしょうか。

(情報システム課長) テレワークの対象となる職員につきましては、うちのほうでライセンス数ということで今カウントさせてもらっているのですが、仮に7割の職員が一度にテレワーク、自宅勤務になった場合には最低でも500ライセンス程度は必要になるのかなとは考えておりますが、現実問題として同日に7割の職員が自宅で勤務ということはちょっと考えられませんので、大体職員のうちの3割から7割の間、ライセンス数でいくと200ライセンスから500ライセンスの間を考えております。また、テレワークの勤務をする場合、携帯電話等の貸与はあるかということなのですが、こういった携帯電話等の貸与は現在考えておりません。業務で分からない、その担当者でなければ分からないような事象が発生した場合、現状では電話での対応になってしまうとは思いますが、今後はウェブ会議のシステムであったりとか、チャットの機能の活用も視野に入れて考えております。

以上です。

(潮田) これってやはり皆さんが登庁しての仕事の場合でも、いや、ちょうど今担当いないのですよねとって分からないことって結構あった

りして、その職員が帰ってくるまで、それがテレワークではなくてお休みだったらそれは仕方がないと思うのです。でも、テレワークというのは実際勤務中ですから、通常の勤務と同じように勤務できるというのが大前提になりますので、先ほど今後の対応をこれから考えるというお話でありましたけれども、このテレワークを始めるに当たってはそこの部分、前に私も内閣府に問合せの電話をしたときに担当者が今日はテレワークの日なのでって言われて、だけれどもすぐに電話がかかってきたのです。要は問合せをする側、市民からしてみれば問合せをしたことに答えてさえもらえれば何でもいいかと思えますので、テレワークに変わったことで今までと、市民にとってデメリットがあるようではいけないと思えますので、そこについても十分に協議をしていただきたいと思いますのですが、実際このテレワーク、いつぐらいから始める予定になっているのでしょうか。

（情報システム課長）今回議決いただいた後にプロポーザル方式で業者等を決定したいと思っておりますので、早くても年明け、1月、2月ぐらいを予定しております。

（潮田）分かりました。

それでは、25ページ、徴税費の賦課徴収費、固定資産税・都市計画税賦課事業です。この減額になった理由、先ほど説明がありました。データ移行費が不用になったということをございましたけれども、これ単純にデータ移行が必要な場合というのは毎回これだけの金額がかかっていたということになるのでしょうか。データ移行が不要になったということは、メリットだけというふうに思ってよろしいのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）まず、金額というか、移行のほうですけれども、新しい業者になりますと、やはり移行というのが伴ってきますので、その業者には移行料というのが発生してきまして、こちらのほうが見積りのほうを徴収した上で金額のほうを算出しております。

あと、今回データ移行ということで減額になっておりますが、今回同じ業者さんということもありますので、そちらのほうで改善できることとかを話し合っ、システムの改修とかに努めております。

以上です。

（潮田）私よく分からなかったのが、これが本来データ移行が必要なものだったのか、業者が替わることのメリット、替えないことのメリット、替えないことのメリットというのは単純にこのデータ移行料がかからないということだと思えるのですけれども、これは変える予定だったというのは、何ゆえ変える予定ということになるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）こちらの家屋システムというのが、幾つかの業者のほうでメーカーというか、システムの内容が違いますので、そのシステムの内容が違いますとやはりデータ移行したときに移行費が発生するということになりますので。

（潮田）これは、何年に1回変えるもの、変える計画になっていたものなのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）先ほど情報システム課の課長よりもお話がありました。まず5年のリースを組んでおります。1年の保守延長ということで6年使用して、今回新たに業者のほうを選定しております。

（竹田）では、何点か質問してまいります。

まず、9ページのところで、先ほど前任の方も質問されました公共施設へのWi-Fiの配備ですか、レンタルから一括購入して、この補正後にはこの金額になったということです。期間が令和2年から令和7年までの中で新庁舎、本庁舎、支所、コミセンとか公共施設、18施設に配備されるのですが、例えば何年度にどのようにやるという計画というのは承知していらっしゃるのでしょうか、伺います。

（情報システム課長）今回のWi-Fiの整備につきましては、業者のほうも決定しております。今まさに構築の準備の打合せの段階に入っております。令和3年1月1日の稼働を目指して今準備をしているところでございます。

（竹田）令和3年の1月からですね。それで、ということは例えば新館とか本館は令和3年の1月からで、そのほかに支所とか公民館は次年度になるのかということなのかどうか、ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

(情報システム課長) 今回Wi-Fi整備する施設につきましては、全て令和3年1月1日の稼働を予定しております。

(竹田) ということは、令和3年1月に全ての公共施設、新館、本館も含めて19施設などということは、備品一括購入しているわけだから、令和7年までは要らないのではないかというふうにちょっと考えますが、それはどういうことなのでしょう。

(情報システム課長) 今回の補助金を受けるに当たりまして、必要な機材につきましてはリースではなく買取り、要するに備品で登録しなさいという指示がありましたので、機器につきましては今回補正、予算の組替えで備品購入費のように組み替えさせていただいております。別の債務負担行為の内容なのですが、インターネットのプロバイダーの料金だったりとか、それ以外の必要な経費が、毎月かかるものが5年間ございますので、その部分につきましては債務負担行為でそのまま組ませていただいております。

(竹田) 維持するための費用ということで、分かりました。Wi-Fiの環境が整うということは、若い人たちなんかは、使える人たちなんかは非常に喜んでいると思いますので、それはありがたいことだと思います。続いて、15ページ、私何かページを間違えて書いてしまったと思いますので、ページ数のないところ、何の項目もないのに、すみません。2点目が15ページであります。11と書いてありますが、15ページの間違いです。すみません。通告したところのページが間違っていましたので、訂正をお願いします。

15ページの減収補填交付金のそれぞれ税制が変わったことによって国からの地方特例交付金で入っていると思うのですが、何件とか、そういうものが分かれば教えていただきたいと思います。

(財政課長) それでは、初めに個人住民税のほうからご説明をさせていただければと思います。

個人住民税減収補填特例交付金ですけれども、令和2年5月末の状況を基に算出されるものになります。対象者といたしますと2,897人、金額でいきますと1億2,643万1,000円、それに対して補正係数を乗じたものが

交付されております。

次に、自動車税減収補填特例交付金ですけれども、こちらに関しましては台数とかの根拠がございませんで、県内の減収見込額、それに対して補正係数を乗じたものの95%、その100分の47に対しまして、市町村道の延長面積によって案分されているものになります。

次に、軽自動車税減収補填特例交付金ですけれども、県内の減収見込額に対し、市内の軽自動車保有台数を県内の保有台数で割りまして、補正係数を乗じたものが今回の決定額となっております。

以上です。

(竹田) 分かりました。

補正係数は幾つになっているのでしょうか。

(財政課長) まず、個人住民税のほうになりますけれども、補正係数のほうが0.962244になります。

次に、自動車税減収補填のほうですけれども、補正係数のほうが1.9146485になります。

最後に、軽自動車税のほうの補正係数ですけれども、3.6266035になります。

以上です。

(竹田) 税制による減収を見込んだということは、この数字でどうなるかは今後の、決算の中にも少し出てきていますので、これらも含めて確認をしておきました。

続いて、財政課の普通交付税、今年度で62億7,282万4,000円がトータルで入っています。それに対する基準財政需要額と収入額と、あと合併特例債分の交付税額、理論値で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

(財政課長) 基準財政収入額ですけれども、収入額申し上げます。138億6,295万5,000円。需要額ですけれども、198億7,593万3,000円。差額のほうが60億1,297万8,000円。それに補正係数がちょっと若干かかっている今回の補正額になります。それと、合併特例債の算入額になりますけれども、15億9,310万3,000円になります。

以上です。

（竹田）いわゆる合併特例債の満額使ってやってきていますけれども、それで平成30年から一番返済額が多いという中では、この合併特例債分の15億9,310万円やると、約47億円くらいがいわゆる普通の国の経常経費分として入ってくるのだと思うのです。ちょっと決算との関係でいうと、経常収支の割合が非常に高くなってきているということを見ると、非常に財政運営とすれば硬直化というのですか、経常収支が高いということを含めれば非常に厳しい運営になっているのかなというふうにちょっと感じるのですが、その点はどうでしょうか、財政当局。

（財政課長）経常収支比率のご質問をいただいたと思います。経常収支比率、年々確かに増加している傾向になります。今回の主な要因といたしますと、扶助費、経常収支比率に対して扶助費の占める割合がちょっと大きかったというのが今回大きな伸びの要因になります。扶助費に関しましては年々増加傾向となっていることから、これを縮減するのはなかなか難しいとは思っておりますので、経常収支比率を下げるには経常一般財源を増やすか、それと各事業の一般財源を圧縮できるように今後の予算ヒアとかでも努力してまいりたいのかなとは考えております。

以上です。

（竹田）続いて、同じく15ページの、先ほどの委員も、地方創生臨時交付金の申請した金額と、それからさっき入ってきた金額でどういうものをやったかということでしたけれども、対象とならなかったものというのはよく分からないということだったのででしょうか。ちょっとその辺確認をしておきます。

（委員長）竹田委員、ご質問は何ページですか。

（竹田）15ページの総合政策の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のところです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）一次申請分につきましては、5億3,383万6,000円のうち交付のほうは3億6,300万5,000円ということで、約1億7,000万円差がありますが、こちらは実施計画のほうは二次、三次

で修正ができますので、基本的に先ほど申しあげました9事業については全て交付金の対象としていく考えでおります。

(竹田) 9月末までに申請して、11月の上旬くらいにまた入ってくるということでしたけれども、今回水道料金の基本料金を免除していますよね。それらも含めれば、そういう事業も対象になるのではないかというふうに思うのです。それからあと、給食費の減免とかPCR検査の拡充とか、医療機関や福祉施設への職員の慰労金とか、幅広く活用ができるようになってきているのです。そういう点では、9月末までの申請しようとしているもので何か考えていることがあるのかお尋ねをしておきます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 9月末までの二次申請のほうに計上しようとしている事業でございますが、これまで補正予算で計上してきた事業で当然新型コロナ対策としている事業の申請を考えております。具体的には、大きな金額のものでいうと、このすぐるめ応援事業、新生児定額給付金支援事業、のすっ子応援商品券、祝敬老寿商品券支給事業、図書館管理運営事業、それから映画館の管理運営事業、こういったものを二次申請として計上する予定でございます。

(竹田) 続いて、23ページの先ほどのテレワーク環境導入委託の、潮田委員も質問をしておりました。3割から5割、職員をとということ。本当にテレワークでできる、というのは何か職員課との関係で調整しておられるのでしょうか。その点をちょっと確認しておきます。

(情報システム課長) 今回テレワークの環境整備のほうで予算組ませてもらっているのですが、前回4月等の緊急事態宣言のときも自宅勤務という形で職員課のほうと連携しながら勤務のやり方等の通知のほうを出させていただいております。今後テレワークが始まった段階で、そのルールづくりにつきましては職員課でまた協議して、職員のほうには周知していきたいと考えております。

(竹田) 一番ちょっと懸念をするのが、自分の家のパソコンを使うというのが一番経費が安くて済むということでしたけれども、ちょっとセキュリティとの関係では、私もよく分からなくていけないのですが、大

丈夫なのでしょうか。いわゆるいろんな情報を預かったりとか、数字も預かったりとかするようになると思うので、テレワークを行っていく上でのセキュリティーの関係はどのように担保されるのかお聞きします。

(情報システム課長) セキュリティーの問題につきましては、ネットワーク環境につきましてはインターネットから市役所庁内のネットワークに通信を直接行うわけではございません。通信自体も暗号化することによってセキュリティーを確保できると考えております。また、使用時に自宅のパソコンですといろいろウイルスが入っていたりとか、いろいろ問題がある場合もあると思うのですが、まずウィンドウズのアップデートの適用状況の確認であったりとか、起動するアプリケーション、ワードとかエクセル、これに問題がないか、またマルウェア、ウイルスに感染していないかどうかといった作業環境についても最初から確認をしてから接続できるような仕組みを考えております。

(竹田) ということは、かなりの職員の皆さんが基本的には、できるかできないかは別としても、個人宅のパソコンを使いながらやっていくということですが、そうした点ではそういうセキュリティーの部分では業者に委託した形になって、個々のお宅との関係で1台1台確認していくということでもいいのかどうか、もう少し具体的にどんなふうにしていくのかお尋ねしておきます。

(情報システム課長) テレワークで使う自宅のパソコンにつきましては、一番最初にシステムにログインする際にそのパソコンの情報を取り込みますので、それでこの職員はこのパソコンを使うというのを関連づけ、ひもづけをしてからの業務になりますので、その点は心配ないと考えております。

(竹田) ちょっとその点での職員課への確認ですけれども、先ほどの委員の人も、職員がいなかったりとか、確かに電話するといないわけですよ、市役所に電話すると。そうすると、必ず市民からのいろいろな問合せとか、そういうものについては不都合が生じないようなシステムとか、制度をつくっていく必要があるというふうに考えますが、その点は職員課としてはどんなルールづくりをしているのかというところを

ちょっと確認しておきます。

(総務部長) テレワークといえども、基本的には職場で勤務をしているのを自宅に変えるというだけですので、基本的には通常の勤務と状況は同じです。委員おっしゃるように、仮にテレワークをやっている職員がいなくて、その職員しか知らない情報というのはほとんどないのですけれども、もし仮に市民の方からそういった問合せがあった場合は、先ほども申し上げたとおり、あくまでも勤務場所が自宅だということですので、その中で連絡を取り合って、市民の皆さんに影響がないような形で実施をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど来セキュリティーという話が出ています。このセキュリティーについては、課長のほうから答弁があったとおり、まず市のほうのサーバーに接続する前に1個サーバーを立てたいと考えています。そのサーバーの中で、個人のパソコンから接続が来たときに、そのサーバーでまず個人の持っているそのパソコンのセキュリティー状態を確認します。その中でももし仮にウイルス等が発見されたら、そこで遮断をして、市のほうに入らないような形を考えています。また、その後接続できましたと。データを当然自宅のパソコンで見ますので、その自宅のパソコンにデータが残ってしまっただけでは、これセキュリティー上ちょっと問題がありますので、その場合は自宅のパソコンのところに仮想で領域をつくりまして、そこのところで作業をするようなことを今検討しています。ということは、その作業が終わった時点で、その自宅で作業していたデータは全て削除されるということを今考えています。

ちょっと前後してしまいますけれども、ログインするときには通常どおりIDとパスワード、そしてあとパソコンのそれぞれの固有の、例えばIPアドレスだとか、パソコンのそれぞれの番号を持っていると思います。それを登録します。登録されていないものについてははじくということで、理論的には職員以外が使っている、その登録したパソコン以外は接続できないようなセキュリティーを今のところ考えております。以上です。

(竹田)情報の流出って本当に考えられないようなところから出てきて、

今ドコモの、ドコモ口座が何かいろいろなアクセスで使われているというふうには言われているだけに、セキュリティーの問題は本当にしっかりとお願いをして、次の、ちょっと通告していなくてごめんなさい。同じ23ページで、総合政策課の周年記念事業で、先ほど市章・都市宣言審議会委員の10人分で16万7,000円計上されています。これを3回やるよということと10人分で幾らでやろうと、1回幾らの金額でちょっと組んでいるのか、あわせてそれに係る諸費というものがあるのかどうかちょっと確認をします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 審議委員につきましては10名分計上しておりまして、会長が6,000円掛ける1名の3回で1万8,000円、委員のほうは5,500円掛ける9名の3回分で14万8,500円、合計で16万7,000円という予算となっております。

(竹田) この金額の決め方ですけれども、在り方検討委員会ってやっていますよね。教育の在り方検討会と、あともう一つはごみ処理施設の在り方検討委員会では1人5,000円だったのですけれども、委員の皆さんに5,500円と。例えば5,000円にするとかというその差額というのは、何を基準にこの金額にしたのかをお尋ねしておきます。

(市長政策室副室長) 今回の周年記念事業につきましては、非常勤特別職の報酬ということで、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらの規定に基づいての金額算出となっております。以上です。

(竹田) あと、戻ってすみません、21ページの財政課、歳入、市債の、先ほど防災行政無線の件でお尋ねをしていますけれども、これは新たな防災行政無線でやっていくに当たって、この中には指定避難場所である学校への配備品というのはこの地方債の中には含まれているのかどうか、この点だけ確認します。

(財政課長) 防災行政無線の整備に関してお答えをさせていただきます。こちら事業内容につきましては、各常任委員会に付託されている案件であります。防災行政無線に関しては市民環境常任委員会へ付託されていますので、歳出サイドのほうでご審議いただくこととなりますので、財

政課としてお答えできるのは、地方債の対象としているものは何なのかというところでお答えをさせていただきますと、工事費、こちらと工事管理費、それとこの防災行政無線を有償で配るというふうに話をちょっと聞いておりますので、その分を除いたものに対して緊急防災・減災事業債を活用させていただくということで予算を組ませていただいております。

以上になります。

（竹田）有償で配るということで、では無償というか、無償のものでも買わなければならないわけで、配備しなければならないもので、その無償のものというのは例えば指定避難場所にも配備されるのですけれども、そういう部分が入っているのかどうか確認します。

（財政課長）事業の細かい内容に関しますと、危機管理課のほうがちょっと詳しい内容になると思います。ただ、ちょっと聞いた話によりまして、指定避難所に入るものにも整備をするというふうには聞いておりますので、ただ実際に今後これから契約を結ぶ中でどこまで入るのかというのは、ちょっとすみません、そこまではお答えできないのですけれども。

以上になります。

（竹田）最後ですけれども、この財政でいろいろな国からの交付金が入ったりとかして、19億円の予算規模でまた運営を、補正額が19億円規模で運営されているのですが、現金会計の関係ですけれども、現金収支表を見ると、監査委員の報告書を見ますと一般会計と、あと国保とか介護保険なんかマイナスになってきていますけれども、現金収支、現金を預かる課とすればどのように運営されているのかをお尋ねします。

（会計課長）それでは、会計課よりお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、今年度非常に歳出のほうがたくさん組まれております。そのため、会計課のほうも日々執行に関しては管理しております。また、運用の中で一般会計、特別会計を全て会計課の執行の中で1つの通帳で管理しておりますので、一時的に特会が不足したとしても一般会計で補うことができます。

以上です。

(中野) 私もこの議案72号、一般会計補正について3点通告しているんですが、1点目については総合システム更新業務及び財務会計システム更新事業の詳細を問うということなんですが、先ほど来質疑があったので、ほぼこのことについては理解をしたので、これについては質問を取下げというか、やらないということです。

2番目、15ページの新型コロナウイルスです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてをちょっと通告しているのですが、先ほど来これも前任者が幾つか質問して、答弁が出てきて、非常に私の能力がまずいかどうか分からないけれども、答弁が全部書き切れないのだよ、はっきり言って。だから、そういう点でいうと、やってもらえるかどうか確認するのですが、この地方創生臨時交付金について私が書き取ったのは、第一次申請分として7月8日付申請と、あと7月22日交付決定したということと、その内容は9事業というのは筆記しました。小中学校のパソコンとか幾つか事業言っていましたけれども、とてもとても書き取れない。それから、二次分については9月末に申請して、11月上旬に交付決定すると。その二次については、事業名もこれとこれとこれというふうにたしか答弁で出ました。これら今言った答弁内容、今申し上げました一次と二次について、特に一次の場合は申請額に対して交付決定額、申請額5億幾らという数字は聞きましたけれども、実際はさっき言ったように3億6,300万ですから、こういうようなのを総合政策課長が答弁をしたのだな。これらについて一覧表にしてほしいのです。その資料を私どもに配付していただければ分かるので。一次はこんなことだと、二次はこんな予定だというのが分かるので、資料について一覧表を提出していただきたいのですが、これについてちょっと最初に答弁いただきたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 予算書のほうに一応国のほうの補助金の財源内訳ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という形で記載のほうはなっているのですけれども、これだと申請がいつの時点かというのは分からないのですけれども、交付金を活

用している事業というのは予算書のほうでは現段階では確認していただけるかなと思うのですけれども。

(中野) 総合政策課長が答弁した内容、これは委員長報告細かく全部出ないのだよ。分かる。委員長報告は拒否されているから。委員長報告に詳しく出ればこんな資料請求しない。ただ、今言った、委員会という公式の場で答弁している内容なのだから、この答弁内容について資料として出せないということは、私はないと思うのです。答弁しているのだから。そういうことからいって、委員長報告出ればこんなことを言わないのだけれども、委員長報告出ないのだから。

(市長政策室長) 今課長が答弁したように、補正予算書に財源内訳として書いてあります。財源のほうに国庫で、歳出のほうですけれども、歳出のほうを見てもらいますと、例えば28ページ見ていただければと思うのですけれども、28ページの老人福祉費、そこに補正額の財源内訳ということで220万、この下に国庫補助金の国と書いてありまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で200万ということで、大変失礼なのですけれども、予算書を見ればその内訳が出ていますので、それを積算していけば今課長が言った3億6,300万5,000円の内訳は出てくると思うのですけれども、それでご理解と思ったのですけれども、もし一覧表というのが必要ならば手持ちに、コピーではないのですけれども、うちのほうの手持ちの資料としてありますけれども、そのほうがよろしいですか。

(中野) うん、それでいいよ。ただ、これ足さなきゃいけない、全部見て。

(市長政策室長) 分かりました。そういう資料、ちょっと今手持ちあるので、それをちょっと写し出させてもらいます。

(委員長) それでは、2時20分まで休憩いたします。暫時休憩します。

(休憩 午後2時02分)



(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中野委員からご質問がございました、これは15ページの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、3億6,300万5,000円の資料ですか、これがお手元に配付されております。

それと、監査委員事務局長の代わりに監査委員の方が説明でお入りになりましたので、よろしくお願ひします。

よろしいですか。では、引き続き中野委員、ありましたらよろしくお願ひします。

(中野) では、今資料頂いたので、第一次の分はこれでよく分かる。ありがとうございます。

そうすると、二次の分について、さっき言ったように9月の末に申請して、それで11月の上旬に交付決定するのではないかといったときに、これについても何の事業、何の事業、何の事業にということで一応交付申請したいと。それで、決定額は11月上旬だから出てこないのだけれども、ただ何の事業に幾ら、何の事業に幾らという申請をしたいという答弁があったよね、質疑の中で。これについての資料は出せないのですか。答弁したのだから出せるでしょう。ただ俺がメモっていないだけで。メモも大変なのだよ。第二次分。

(市長政策室長) 二次分ですか、国の二次補正分、9億幾らとありますよね。それで、候補の事業は出ていますけれども、まだ配分ですか、一次の関係でその影響ありますので、その辺はまだお示しできないと思います。

以上です。

(中野) それでは、端的でいいですから、事業名はいいけれども、候補事業は何事業あるの。二次申請分は。

(市長政策室長) 一応候補の事業はあるのですけれども、まだ本当にざっくりというか、現れたものですから、これちょっと今は、こちらの案というのも固まっていないものですから、ちょっとご勘弁いただければと思っています。

(中野) 少なくとも、ざっくりであっても何にしろ、一応市として9月末までには申請したいという理由でついているので、今固まっていな

いけれども、執行部として候補としてはこうなのだ、その総額は幾らなのだということぐらいは分からないのですか。分かるでしょう。それで、私が言ったのは何事業、事業名はいいというのだよ。何事業、その交付申請予定額は幾らというようなことは言えないのですかというふうに言っているわけ。

（市長政策室長）一次補正のほうで3億6,300万5,000円と、二次補正の9億2,500万ちょっとだと思えるのですけれども、合わせて12億ぐらいだと思えるのです。12億ちょっとですか、あると思えるのですけれども、その中で一次補正で今充当しておりますけれども、一次の中で当然その予定額よりも実績が下がる場合もございます。その辺を見極めてやらないと、当然対象事業がどのくらい、今対象で、表のほうにあると思えるのですけれども、5億幾らで見えていますけれども、その中の3億6,300万5,000円となっていますけれども、ちょっと数字動くのです。だから、事業としては、これまでの補正予算の中でコロナ対策として思われる事業を対象候補にはしたいと思っております。

以上です。

（中野）それだと、ざっくりだけれども、要するに第二次申請分はおおよそ約9億円程度になるということの理解でいいですね。では、そこだけ確認します。

（市長政策室長）今話しましたように、一次で3億6,300万5,000円と、それには5億8,000万ぐらい、多めにしていますよね。9億2,500万という交付金の概算が出ていますけれども、それに合わせると12億ちょっとだと思えるのですけれども、今5億8,000万の申請出ていますけれども、それに上積みではないですけれども、12億に達するまでの事業が該当してくると思えるのです。そうしますと、やはりどうしてもその対象事業というのは、これまで補正出していますけれども、コロナ対策の事業に当然充当すべきだと思えるのですけれども、するのであれば、事業もちょっとまだ確定していないものですから、その辺ちょっとご理解いただければと思っております。

（中野）私、事業名まで求めていませんから。そうすると、考え方とし

て、12億ということになると、一次で3億6,300万入ったわけだから、しかし申請は5億3,300万。そうすると、12億から5億3,300万を引いたものが一応二次分としての申請予定額になるという理解でいいですね。そのぐらいはきちっとしてください。

（市長政策室長）簡単に言えば今の差引きの数字でなるとは思いますが、けれども、ただその事業費の5億3,000万というのも当然動きますから、その辺は数字の動きはあると思います。でも、考え方としては、今言ったように12億という交付金があるわけですから、それを充当していくということで、その差引きで二次のほうの申請、数字動くかもしれませんが、それを申請したいと思っております。

以上です。

（中野）では、この件分かりました。

次に、最後の通告したやつで、これちょっと教えてほしいのですが、ページが19ページ、財政調整基金の繰入れですが、今回は9億7,000万円減額補正をしています。これは、先ほどの説明ですと歳入超過という説明がございました。歳入超過ということになると、ページ数でいうと歳入の総括が2ページ、3ページに出ているのです。2ページ、3ページに総括。11款の地方特例交付税から始まって23款の市債まであるわけですが、この中で歳入の超過ということになると、結局何款、どれが歳入超過の要因なのかについて1点伺いたいということ。

（財政課長）財政調整基金繰入金の歳入超過の主な要因としまして挙げさせていただきますと、前年度繰越金、こちらがそもそももともとなかったものが余分に歳入で入ってきました。それと、普通交付税、これ確定しまして、当初のものよりも超過で歳入されております。それと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらも当初予算で計上していなかったものが今回確定に伴いまして補正増をさせていただいています。そのようなものが歳入超過になったものの主な要因となっております。

以上です。

（中野）それでは、分かりました。

最後にちょっと聞きたいのは、これも計算すればすぐ出ると思うのだけれども、この9億7,000万円の減額をしたことによって、この議案が通ったことよっての財調の現在高が幾らか、ちょっとそれだけ教えてください。

(財政課長) 現段階になりますけれども、今回の補正をお認めいただいたときの財調の残高ですけれども、約16億4,000万円となる見込みになります。

以上です。

(中野) そうしますと、この前私、委員会での質問だったと思うのですが、やはり財調のいわば保有高、基準財政需要額の大体5%か15%だったかという幅があるのですけれども、そうすると大体私の記憶ではこれまで24億ぐらい財調があったと思うのです。今回いろんな新型コロナを含めてかなり取り崩した部分があるのですが、今回の補正によって16億4,000万になるということであります。そうしますと、今回の歳入超過という場合については、繰越金は今言っていました、そうすると実際16億4,000万円で令和3年度の予算を組むときに、少なくとも前回は24億ぐらいあった。そうすると、これ少なくとも7億5,000万ぐらい、その24億との関係で言えば少ないのです。そういう点から考えると、令和3年度での予算編成に際しての財調からの繰入れについて、どういうふうに基本的に財政担当者として考えているのか伺っておきたいと思います。

(財政課長) 令和3年度予算編成に当たっての考え方となると思います。例年当初予算編成時には約10億円とかの規模で財政調整基金を繰り入れさせていただいております。本年度と同等の事業を実施するという場合でもやはり10億、そのまま10億以上はかかるということから、相当厳しいもの、今の現在高でいけば厳しいものとなると考えております。ただし、先ほども市長政策室のほうから答弁はありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生交付金、これ二次申請とかの分がまた今まで使っていた新型コロナウイルスの対策の事業に充てることできれば、一般財源で財政調整基金を取り崩していた事業に充てることになれば財政調整基金がここで戻せる可能性もありますので、そちらのほうを、

今使っているものが当たった場合にはそこで少し戻せるとは考えています。

以上です。

(中野) 分かりました。でも、それにしても、少なくとも先ほど聞いたように第二次の臨時交付金、地方創生の臨時交付金がやっぱりさっき言ったようにざっくり言って12億マイナス5億幾らと、申請額。ということになると、入ってくる金額が逆にそんな多くないだろうと。今回一次で3億6,000万でしょう。そうすると、二次だって同程度の申請をして、入ってくるのはやっぱり3億6,000万とか、いって4億だろうと。いかないかもわからない。首振っているけれども。今回そういう意味では二次について、では今言った財政担当として16億に対してどの程度、今度入ってきた臨時交付金でどれだけ入ってきて、どれだけそこでプラスできるのかというのは、大体の見通しは立てているのですか、財政として。

(財政課長) 二次の地方創生の臨時交付金、こちらのほうが先ほど市長政策室のほうからもあった、約9億ぐらいが二次で交付される見込みということになっています。中野委員さんのご指摘は多分事業費のほうのベースのお話だと思うのですけれども、歳入としては全てのものが認められれば約9億近くのお金が入ってくるということから、現在の残高の16プラス9億が、そのまま財政調整基金のほうに戻せればの話ですけれども、25とか4とか、そのぐらいの規模には達するべきものなのかなとは考えております。

以上です。

(中野) では、最後に聞きます。

今財政のほうから、市長政策室は非常にぼやかした言い方をしていたけれども、財政担当のほうからはきちっと、申請どおり出れば9億だという数字が、市長政策室は非常に慎重で、全くぼやかした感じで言ったけれども、今財政当局のほうはきちっと申請どおりだったら9億だと、それを足せば25億になると、全ていくとは限らないけれども、という答弁がありました。その辺では、これ難しいのだけれども、その申請どおり、交付決定は11月なのだけれども、交付されるのかどうかという見通しは

どう考えますか。どっちでもいいです。見通し。市長政策室でもいいし、財政担当でもいいですから、見通しについてご答弁いただければと思います。

（市長政策室長）一次の国の補正のほうも3億6,300万5,000円ですけれども、これは国のほうから最初提示がありました。それに見合うというか、事業費を計上し、申請してくれということです。二次補正のほうにつきましても9億2,500万ちょっとありますけれども、これもやはり国のほうから鴻巣市に対するコロナ対策の交付金としてはじかれた数字です。今この対象事業になるように私どものほうでも、理由ではないですけれども、そういう計画書を作って提出したいと思っております。だから、ちょっと言葉はあれですけれども、いただけるものは必ずいただかなくてはならないと思っておりますので、そういうことで事業を進めております。

以上です。

（加藤）すみません。通告していなかったのですけれども、先ほど竹田委員であったり、セキュリティーのところ、ページでいうと23ページのテレワークの関係です。情報系システム等のテレワークの関係でセキュリティーに関していろいろと質問があり、そこで解釈、大分イメージはついたのですけれども、聞いていて2点確認したいことがございます。先ほど総務部長のほうからも例えばIPアドレス、そういったもので、そこは例えば世界中に1個だけしかない、だから特定されたパソコンということで、セキュリティーが1対1で特定できることによって保たれるという趣旨のことだったと思います。一方で、本庁にそのままサーバーに入ってこないよと、外に一旦仮のサーバーみたいなものを立てて、そこで了解を得て、いわゆる門番みたいな形で、関所みたいな形で、そこを通過しないと中には入れないよという趣旨のこともおっしゃっていた。そこのところでのその門番、関所の役割の中に、自宅のテレワークで認められたパソコンから突然ばっとテレワーク申請みたいなものが来るイメージなのか、あるいはテレワークなので、多分職員課サイド、総務部門としては、この人はテレワークになるよねとかということがあつ

て、その辺もわきまえた上でいわゆる外部サーバー、関所的なところではそういった情報をどんな感じでコントロールするのか、ちょっと確認したいなと思います。お願いします。

（情報システム課長）テレワークの運用につきましては、テレワークを実際行う場合、事前に情報システム課のほうに申請をしていただきまして、当日までに情報システム課のほうで8時30分から5時15分まで自宅のパソコンからアクセスできるような設定を行うことを想定しております。

以上です。

（加藤）今の答弁から、外に関所をつくるよと、つくって、かつ相手先のパソコンもユニークなIPアドレスのところ整理されていて、かつそれにプラスしてこの人がどの時間帯にアクセスするというのを許可を与えておいて、いわゆる制限がされているというイメージなので、その話聞くとかなり安全度が高いなという印象です。

最後もう一点です。データを、自宅で作業しているときに、先ほど総務部長のほうから仮想のエリアというような形で、テーブルみたいなイメージだと思うのですけれども、そこにエクセルだ、ワードだというのをダウンロード的な形で作業するのだと思うのですけれども、それ自体は実際ダウンロードしているようなイメージなのですけれども、実際はダウンロードはされているということではなくて、だから本人がこれは自宅のパソコンに、いや、名前をつけて保存してしまおうやというようなことが技術的にできなさそうだなというような印象があったのですけれども、その概念で、イメージで間違いがないかということの確認をしたいと思います。

（情報システム課長）今回テレワークにつきましては、ご自宅の個人のパソコンの仮想領域という部分を使って作業を行います。仮想領域と申しますのも、実際自分の個人のパソコンの中に職場で貸与されているパソコンの画面を一時的に表示させる、パソコンの中にパソコンを入れるようなイメージなのですが、そこで作業を行ってまいります。作業終了後は、その仮想の空間を閉じることによりまして、個人のパソコンの中

には一切データが残らない、コピーもできない、印刷もできないという状況でセキュリティーの確保を図っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

まず初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 今回の補正予算の中には、周年記念事業としての鴻巣市章・都市宣言審議会に関わる予算が計上されている点に問題があると指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(加藤) 今回の議案第72号、補正予算の第6号におきましては、主にはコロナ対策、非常にこれは喫緊の課題であったものに対して迅速にやっていたわけですけれども、そこへの対応であること。また、そのコロナ対策にも関連するのですけれども、テレワーク、今質問いろいろとさせていただいたのですけれども、聞く限りでは相当にセキュリティー上の配慮と、それをまた二重の鍵ではないですけれども、そういったことを踏まえて、運用も踏まえて非常に安全度の高いトライアルをされようとしているところ、非常に評価できると思っております。

また、鴻創会はよく余るもの、予算で残が確定したものについてはなるべく出していきましょと、明らかにしていましょというような話を今までずっとしている中でも、今回事業を実施できなかったものについてを明確にされたもの、明確になったものをきちんと提示していること、そういったもろもろのところを評価いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対、賛成討論はございますか。

(なし)

(委員長) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたし

ます。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、決算認定のほうにこのまま入りたいと思いますので、ご準備のほどよろしくお願ひします。

それでは、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分のまず歳入について、執行部の説明を求めます。よろしくお願ひします。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時32分）



（開議 午後3時49分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、発言等のときに、パネルがあるので、なるべくマイクに近づけてお話をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議案第76号の歳入について説明が終わりました。

これより質疑を求めるわけですが、事前に事務局のほうに各委員さんのほうから質問事項が書かれております。それに基づいた形でできれば進めていただければお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、まず初めに質疑を求めます。質疑ありませんか。

（加藤）それでは、質問2点させていただきます。

資料の中では、元年度の決算報告書もいただいでいて、その中には38ページには市債現在高の状況などもお示しいただいでいるところがございます。たしか昨年も聞かせていただいたと記憶しておりますが、市債の合併特例債、そちらにつきまして2点。

1点目としまして、令和元年度借入分とこれまでの活用額はということをお聞きしたいと思えます。1個ずつがよろしいのでしたっけ。お願いします。

(財政課長) それでは、令和元年度の借入れ分と、これまでの額ということかなと思えます。令和元年度に合併特例債を活用させていただいたものの額ですけれども、11億8,300万円となります。これまでの額といたしますと、309億8,310万円、総額の327億6,480万円の94.56%を借入れを実施しました。

以上です。

(加藤) それでは、2点目です。

合併から令和元年度までの地域ごとの活用額と割合、それと1人当たりの活用額を確認させていただきたいと思えます。お願いします。

(財政課長) 地域ごとですけれども、まず鴻巣地域で令和元年度までに借り入れたものになります。124億5,410万円、全体の40.2%。1人当たりで申し上げますと、約14万8,100円となります。吹上地域でいきますと、75億3,150万円、24.3%。1人当たりで申し上げますと、約26万7,400円。川里地域で申し上げます。借入額が35億9,310万円、率でいきますと11.6%。1人当たりで申し上げますと、約44万9,000円。地域全体となりますと、74億440万円、全体率の23.9%。1人当たりで申し上げますと、約6万1,600円となります。

以上です。

(潮田) それでは、決算書の14ページ、1款1項1目2節です。滞納繰越分のところですが、前年度比、不納欠損が830万円の増になっております。これの原因。実際もうこの830万円は徴収できないわけですから、この原因を確認したいと思えます。

(財務部副部長兼収税対策課長) まず、不納欠損につきましては、時効

によるものと財産調査の結果に基づき執行停止した案件、これが3年経過して義務消滅するというものがございます。不納欠損は時効と義務消滅のどちらか早い月日をもって執行停止となりますが、令和元年度は3年前に執行停止した案件が多かったことや、平成29年度も同様な実は処理をさせていただいたのですが、執行停止案件について再度調査をし、即時に執行停止をしたと、即時消滅をしたという案件が相当数ございました。この結果、各税目のほうにおいて不納欠損が増加したというようなことになっております。

以上です。

（潮田）今執行停止案件というのが多かったということなのですが、大体どのようなことが多かったのでしょうか。

（財務部副部長兼収税対策課長）執行停止につきましては、それぞれの財産調査の結果判断したものがございます。調査の結果、財産形成している形跡がなく、納付することが困難であるという事例、それと生活困窮、それと例えば会社の倒産だとか、そういった形で清算済みのもの、そういったものという形で区分をさせていただいております。

執行停止の案件につきましては、それぞれ不納欠損という形で決算監査報告書のほうにも上げさせていただいているところになりますので、詳細についてはそちらというところを見ていただければと思います。ページにつきましては、決算の意見書の10ページのほうにそれぞれの区分という形で掲載はさせていただいているところです。

以上です。

（潮田）それでは、次に行きます。

20ページの12款1項1目1節の交通安全対策特別交付金、これ毎年聞いているかと思うのですけれども、実際この金額が歳出ではどこに当たるのか。基本的にもちろん道路工事とか、危険箇所の工事だと思うのですけれども、これが歳入では明確になっているけれども、歳出では明確にというのがちょっとよく分からなくて、確認をしたいと思っております。

（財政課長）交通安全対策特別交付金の歳出のどこに当たっているかというところですが、こちらの交付金につきましては従来から一般

財源とされておりまして、予算上では財源充当、こちらは行っておりません。しかしながら、交付金の趣旨としますと、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備のための経費となっていることから、交通安全対策費や道路新設改良費の一般財源の一部となって活用されていると判断しております。

（潮田）これは、私も毎年のように言っているのですけれども、これに関しては今後やはり明確にしていく必要があるのではないかというふうに思っているのです。もちろん一般の財源になりますから、ですけれどもやはりこれは明確に交通安全のためにということで交通安全の関係で入ってきたお金ですから、今後鴻巣市としてこれを交通安全のために使うような、そういうような考え方とかというのはないのでしょうか。

（財政課長）以前ですと、こちらの交付金、一般財源とはなっていたのですけれども、国への報告義務がありましたので、そういったものの事業に充当したとかというものは国に報告をさせていただいておりました。それが国のほうがこれの交付金に関しては全てもう報告は要らないという状況になったことから、現段階でいきますと今の状態でそのまま一般財源として紛れ込んでしまっているという状況になります。今後、こちらの交付金をどういうふうに使ったかというものが、予算の段階なのか、決算の段階なのか、何かしらでご説明できるかどうかというのは、今後決算報告書なり予算の参考資料としてどこかに一部に出せるかどうかというのは今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

（潮田）これに関しては、子どもの通学路とかでもやはり予算の関係で年度末に近いときに要望したことがなかなかできなかつたりとかということもございまして、なるべくそのようにしていただきたいという思いがあって質問させていただきました。

続きまして、28ページ、15款2項1目1節です。民間資金等活用事業調査費補助金、これにつきましてもう一度これ詳細と、その成果が現状ではどうなっているのかを伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの補助金は、内閣府でPPP、

P F I 手法の活用を推進するために地方公共団体を対象に支援を行っているもので、これは30年度の繰越しの国の事業となっておりまして、23件の全国で対象がございました。そのうち鴻巣市のほうは交付限度額500万円ということで、31年の3月26日に交付決定を受けて事業を進めました。この事業の結果につきましては、V F M、経済的効果ということで算定をしまして、2.2%という非常に低い数字となりまして、事業のほうの、P F I 事業の採用のほうは見送ることが妥当ではないかと、そういった調査結果のほうが出ております。

(潮田) そうすると、これ今500万円が全部使われた、これは委託……そうすると、その500万円は、結局500万円かけて結果としては意味がないというか、鴻巣市ではP F I にする価値がないという判断になったということ。この500万円が価値があったのでしょうか。すみません、そこら辺の確認をしたいのですが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら交付金のほうが、補助金が500万円ということですが、委託料のほうは744万7,000円となっております。こちらの結果を受けて、民間資金のほうを活用できれば当然サービスの向上、それから資金面でも効果があるというような考えでしたが、見送ることになりましたので、今年度さらに同じ補助金を活用しまして、旧第2庁舎の跡で同じように調査のほうを開始して、どの場所にどういった施設を建設していくのがよいのかという調査を引き続き実施しているところですので、まるっきり効果がなかったというふうには考えておりません。

(潮田) これにつきましては、なかなかこういう調査とかって難しいですよね。というか、可能性があるから、調査をしたのだと思うのですがけれども、次につながることで期待をするしかないかなというふうには思っています。分かりました。

続きまして、34ページ、16款2項1目1節魅力ある地域づくりのところです。地域づくり事業補助金、これにつきましては、その成果というか、内容、成果をもう一度説明いただきたいと思えます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらについては、埼玉県のふるさ

と創造資金のうちの魅力ある地域づくりに資する事業ということで、魅力ある地域づくり事業補助金のほうを活用して2つの事業を実施いたしました。

1つ目としては、シティプロモーション動画制作コンテスト事業、こちらは65周年と合併15周年の2か年にわたって、式典での最後の表彰というものを目指して動画のコンテストの募集を現在しているところです。それが委託費のほうで350万円かかっております。もう一点が県央暮らしやすさ発信事業ということで、県央の4市1町で協働した事業で、こちらはブランドブックのほう、「I K O K A」というブランドブックを3万部作成しまして、県南、さいたま市より南側、都内も含めて子育て世代をターゲットに配布を行いまして、県央地域の魅力や情報を発信したところでございます。こちら効果につきましては、今後動画コンテストについては表彰した後にその表彰した作品等をシティプロモーションに活用していけたらと思っております。

それと、暮らしやすさ発信事業では、こちらの調査において、最後にアンケートのほうを実施しまして、この子育て世代、20代、30代の県南地域、都内の方にアンケートを取った結果としては、この県央地域の魅力としては緑が豊かである、それから子育て環境が整っているといったアンケート結果もあった一方で、都内での通勤が大変そうという意見もございましたので、今後は継続してやはり情報のほうを発信していく必要があるというようなことを考えまして、引き続き県央地域で協力して情報発信をしていくことを県央の課長会議でも確認しております。

以上です。

（潮田）まず、この動画のほうは、ちょうどコロナも始まってしまったということもあって、本来であればびっくりひな祭りであったりとか、花まつりとか、いろいろな素敵な景色を撮れるかなと思って、私もとても楽しみにしていたのですけれども、今回そういう意味では鴻巣の一番売りである花、人形も花も美しいのが撮れなかったかと思うのですけれども、これ期間が延びたということは聞いておりますが、これって、これのためにかけたお金というのがあると思うのですけれども、このコン

テストをやったことを最終的に、まだこれ締め切ったわけではないですから、現時点では余り鴻巣市の魅力が発信し切れないような内容になるかなとちょっと心配があるのですけれども、最終的にこれをどのように市民に対してプロモーション、市民及び市外の方にどういう形でプロモーションしていくものなのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、受賞作品について当然式典のほうでも流したいと思っておりますし、あとは今後YouTube等に掲載して、市のブランドメッセージとして、シティプロモーション活動として活用していきたいというふうに考えております。

（潮田）確認いたします。

今のこの事業は、動画のほうだけでも350万かかっているかと思うのですが、その350万というのは機器のお金ですか、人件費ですか。どうして350万かかるのかがちょっとよく理解できなくて、確認をしたいと思えます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら業務委託のほうで実施しておりますので、専用サイトの構築、運営、それから出前講座の実施、また広報活動等で委託費のほうで350万円かかるということになっております。広報活動については、チラシ、ポスター、ラジオ等で放送したりというような形を取っております。

（潮田）分かりました。

それでは次、42ページの17款1項1目1節土地貸付料のところになります。先ほどの説明によりますと、恐らく今までより、特に土地の貸付け面積が減ったとか、そういうことではないのではないかと思いますけれども、昨年度比170万の減となっておりますけれども、この理由をお尋ねいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）普通財産の土地貸付けにつきましては、貸付料算定の基礎となります課税標準額、これが下落したということが1点と、一時的に工事等に貸付けもかなりあります。これが昨年度は非常に小さくなったと。貸付け日数が少ない、あるいは工事業者、必要な面積しか借りていただけなかった、そういうことが影響して昨年度に比

して減額となったというふうに考えてございます。

以上です。

（潮田）今土地の評価額とかも下がってきて、貸付料自体も下がってきている傾向にあるかなと思うのですけれども、近年のこの傾向として土地貸付料は下がり続けている感じですか。どんな状態でしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）全体としては、土地の価格等に下落の傾向にあるというふうに分析してございます。

（潮田）それでは、次の44ページ、18款1項1目1節ふるさと寄附金についてお聞きしたいと思います。

これ歳出のほうにも関わってまいりますので、歳出では83ページに関わるのですけれども、前年度比これは3,551万3,000円の増となっておりますけれども、その要因と、結局でもこれは単純に3,551万3,000円が増えたとしても収支、鴻巣市からまたほかのところに税金を納めている方もいらっしゃるから、税金というか、ふるさと納税でやっている方もいますから、最終的なその影響額、収支についてお伺いしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）増加の要因として幾つか挙げられます。まず、昨年11月にふるさとチョイスというポータルサイトに加えて、新たに楽天、ぐるなびを追加したこと、それから返礼品も新たなものを加えた、それからガバメントクラウドファンディング、こちらも実施いたしましたので、その分で増加。また、一つの要因として考えられるのが、国の規制により4団体が泉佐野市をはじめ外れましたが、こちらの団体、4団体で全国のふるさと納税額の約22%を占めておりましたので、そういった団体が抜けたことも一つの要因になっているかと思えます。

それと、収支につきましては、昨年度3月の議会のときに私のほうでマイナスになるのではないかというような答弁のほうをさせていただいたのですが、実際に歳入から歳出を差し引きまして、さらに市民税の減少額を差し引いて普通交付税の見込額のほうを足しますと、231万4,783円プラスというような結果が出ております。

(潮田) 今231万4,783円という、これは税収外収入としては大変にありがたいものかなというふうに思っております。そうすると、今みたけ食品さんのもち麦でしょうか、すごく人気があるということでございましたけれども、あとは花岡車輛さんの台車かと思えますけれども、今後コロナの影響で皆さんご自宅にいらっしゃる方もとても多くなっていて、このふるさと納税が各地魅力のあるところは恐らく伸びるのではないかと思うのですけれども、ここ数年間の実質の、令和元年は231万4,000円ということでしたけれども、ここ数年間の推移というのはどのようになっていますでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)30年度が約1,080万円のマイナスとなっておりました。29年度が約231万円のプラス、28年度が約420万円マイナス、27年度が約248万円のマイナス、影響額としてマイナスとなっております。

(潮田) そうすると、令和元年度は大変によい成績だったかなというふうに思うのですけれども、今後今鴻巣市が考えている次の展開、ふるさと寄附金というか、納税になりますけれども、市の収入として期待をするもの何かありますでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、今までのとおり、もち麦というのはやはりかなり強いというか、非常に毎年件数でも金額でも1位となっておりますので、やはり上位の人気のものについてはしっかりとPRをしていくと同時に、昨年新たに入った花岡車輛の台車についても金額ベースで2位となっておりますので、今後も新たな商品のほうの追加、それと債務負担行為でも上げさせてもらっていますけれども、今年度、来年度に向けてプロポーザルを実施しまして、業者のほう選定をしたいと思っておりますので、そこでも新たな提案等を受けて、この収支のほうを上げていきたいというふうに思います。

(潮田) 分かりました。これはちょっと期待をしたいと思えます。本当に市町村によっては物を売るのではなくてサービスを売るところもありますので、そこの市の独自のというよりはもう一般的なこと、でもそれで要は親御さんの見守りサービスをするとかというような形での

ふるさと納税という形を取っているところとかもありますので、いろいろ工夫をしていただきたいと思います。

最後、46ページの19款1項1目1節合併振興基金繰入金のところですが、この繰入金、最終的にこれがいつまで、もうこれで最後になるのでしょうか。この動き、これが今年度これで繰入金で入りましたけれども、今後どういうふうになっていくのかを確認をしたいと思います。

（財政課長）合併振興基金の繰入金に関してのご質問ですが、今回繰り入れたもので令和元年度末の残高なので、約29億9,000万円、うち元金として積み立てたものが27億9,000万円。ですから、約2億円まだ積立てのもの、利息が残っているという状態になります。今後どの事業に充てていくかということになりますけれども、当初予算のときにもご説明はさせていただきましたけれども、当初予算のほうでもコウノトリの里づくり基金の積立金、それとデマンド交通、令和元年度と同じ事業に充てさせていただいております。令和2年、3年度以降に関しましては、まだ現在そこまで詰めておりませんので、これからの予算編成において対象事業費を詰めていくという段階になると思います。

以上です。

（潮田）それについては、あくまでも合併に関わるものというふうに考えていいのでしょうか。そのコウノトリとかだと直接合併のというのがすぐに移行にはならないのですけれども、これには使える、これには使えないという縛りはあるのでしょうか。

（財政課長）合併振興基金ですので、原則は合併に資するもの、新市の一体性を保つものというものになるものが原則だとは思っておりますので、先ほども申し上げたとおり、3年度以降にどういった事業があるのかというのはこれから精査していきまして、新市、新市というか、鴻巣市の合併特例債がなくなった以降に進めていかなければならない事業に対して充てていくものが出てくるのかなとは考えております。

以上です。

（坂本（晃））2つばかりだと思うのだけれども、43ページの土地売却

収入のところ、7件あったということなのですけれども、もうちょっと詳しくお知らせいただきたい。7件あったと言ったよね、それを。

(財務部参事兼資産管理課長) すみませんでした。土地の払下げということでよろしいでしょうか。土地の払下げ、令和元年度については7件ほどございました。主なものとしましては、逆川2丁目地内、道路、団地の売却、払下げ、これが22.13平米、額にしまして152万7,699円。続いて、川里地域の広田、これが152.43平米、額にしまして126万5,169円。その次に大きいものが天神4丁目地内、これも赤道の払下げでございますけれども、57.35平米、額にしまして223万915円。大きなものとしては、このようなものがございます。あと、100万円未満のものが4件ほど。合わせて7件ございました。

(坂本(晃)) その中で、私ちょっとどこがそうなのかなと思ったのだけれども、川里の広田と言ったよね。広田はどの辺だったのだろう。

(財務部参事兼資産管理課長) 払い下げた業者名については差し控えたいと思いますけれども、場所につきましてはもう行田市との市境に近い企業で、公衆用道路を廃止した、そこについて払下げを実施したという案件でございます。

以上です。

(坂本(晃)) 今のは花関係だよね。花関係って、運送屋さんか。そっちだよね。

(財務部参事兼資産管理課長) はい、そうです。

(坂本(晃)) これは、敷地と敷地の間の道を払い下げてということだったのかな。

(財務部参事兼資産管理課長) おっしゃるとおりです。

(坂本(晃)) あと、53ページお願いします。都市競艇組合から特別補助金で100万円って来ているのですよね。これ前、何年かも続けてきていると思うのだけれども、何年目だったっけ。

(財政課長) 都市競艇組合の特別補助金ですけれども、平成30年度に100万円、令和元年度に100万円、それと前回の補正予算で200万円という形で、トータル今3か年来ており、令和2年度は2年目の交付額になり

ます。

(坂本(晃)) これの使い道がラッピングバスだったと思うのだけれども、俺見ている、成田まで行くのも廃止なってしまったけれども、バスが。廃止になってしまったのでしょうか、あれ。

(そうですの声あり)

(坂本(晃)) だから、そういうふうになったので、使っていく。これ100万円にプラスとかって、今度は市の金、一般財源100万円足したのだよね。そういう形でやっていたと思うのだけれども、ちょっと無駄だったかなと。そんなに価値があった事業ではないような気がしているのですけれども、今後こういう形のものは、今度は使うのがデマンドだけ。それを使うのではなかったっけ。どうだったでしょうか。

(新しいバスの声あり)

(坂本(晃)) 新しいバスね。

(委員長) ノンステップバス。

(坂本(晃)) それに使うのだったっけ。ちょっともう一回そこだけ教えてください。

(財政課長) 令和2年度のものに関しましては、公共交通維持事業のコミュニティバス、そちらのほうに、新しいバスのほうのラッピングに使うというふうになっていると思います。

以上です。

(坂本(晃)) やっぱりラッピングなのですか。

(財政課長) これも事業に関しては事業課のほうの細かい内容になると思いますけれども、車両購入に合わせてラッピングをするものになりますので、全てがラッピングというわけではないのかもしれませんが、車両購入費としてラッピングも一部に入っているという形になると思います。

以上です。

(竹田) では、14、15ページの1款の市税の1目市税で、このところに全体に還付未済額というのがありますよね。17ページにも還付未済額がありますが、前年度に返し切れなかったものも含めてこの処理もされ

ていると思うのですが、この還付未済額の内訳というか、確定したから返すわけですけれども、処理日それぞれお伺いしたいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長）まず、還付の主な原因というのが、一般納付書の納期限後に督促状というのをお送りさせていただいて、その督促状に基づいて納付したものとお手元の一般納付書という形で、いわゆる重複納付、二重納付によるものが多いということになります。それぞれ処理は月に2回ほど重複があるかどうかというのを回しまして、月2回該当者については還付しますよという通知を差し上げます。ただし、事前に還付口座が分かっている方については、そののところに返しますよという還付決定通知をもって取り扱っているところですが、口座登録のない方については、返信用のはがきに口座番号を入れて目隠しシールをしてお返ししていただくという形になります。結果、年度末に残っているという形でこの備考欄のところには掲載をさせていただいているところなのですけれども、順次その部分については、当然お忘れになっている方もいらっしゃいますので、年度末に再度還付しますよというような形で通知を差し上げています。今現在はそういった状況もありまして、積み残しの還付未済というのは相当数減っている状況、また未納の方については充当するというのが優先されますので、そちらの中で還付充当通知という形で取り扱っているという案件も相当数あります。

以上です。

（竹田）税ですから、動いているというのはあると思うのですけれども、2年越しに未済額というのもあるのでしょうか、事例として。先ほど年度末に最後通知を出してお知らせするというのもあって、でもこれで還付未済額が残っているわけですけれども、2年越しとか、最長ではどのくらいの未済額があるのかお尋ねします。

（財務部副部長兼収税対策課長）現在のところ、平成27年度までの分が未納になっている案件が最長になります。これ還付請求権というものがそれぞれございますので、5年で請求権が消えてしまいます。我々としては、その当該年度の年度末に勸奨をして、それ以後、各市町村どうい

うふうに取り扱うというのもありますけれども、あとはご自分のほうで申請をしていただくという中で、では5年後に請求権がなくなっているのはどのくらいあるのかというような形にもなるかと思うのですが、実績としては26年度、時効に向かう、いわゆる請求権が抹消になるような形のものについては、該当はございませんでした。全て還付もしくは充当という形で処理をさせていただいているところです。

以上です。

(竹田) 分かりました。

それで、例えば延滞する場合は9.7%くらいが延滞税ついていると思うのですがけれども、還付については利息というのはいくらつけるのでしょうか。つけないのか。それも含めてお尋ねします。

(財務部副部長兼収税対策課長) 還付につきましては、それぞれ特例基準割合というのをを使って還付加算金という形を取らせていただいています。利率につきましては、たしか1.6%というふうに記憶しています。こちらについては、毎年国のほうで示す基準に従ってその利率を適用という形になっています。

以上です。

(竹田) 個人市民税と法人市民税のことでちょっとお尋ねをしますが、いわゆる個人の住民税でも均等割のみの人から、あとは所得割も重ねた人がそれぞれ何人いるのか、法人の場合は法人の均等割と、あと所得割をそれぞれお尋ねをします。

(財務部参事兼税務課長) 個人のほうの均等割の件数ですけれども、全体で6万2,031人おります。そのうち所得割がある方が5万3,599人となります。法人のほうですけれども、法人のほうの均等割は2,098社、そのうち法人税割を該当する会社が508社となっております。

以上です。

(竹田) ということは、前年度よりも税収伸びていますけれども、そういうところでいうと経年の推移で見るとどのような傾向になるのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) ちょっと昨年度との対比になってしまうので

すけれども、今委員さんがおっしゃったように、昨年度と比べまして個人、法人とも増額になっております。個人のほうにつきまして、均等割ですと686人増えております。所得割につきましては、414人増えております。法人のほうにつきましては、均等割が21社、法人税割が26社伸びております。

以上です。

（竹田）これがそのままいけばいいのですけれども、今年度はとても何かダメージを受けそうな年なので、本当に大変かなというふうにちょっと思います。

続いて、28ページの国庫補助金のプレミアム付商品券支援事業で、これ歳入は総合政策課ですけれども、歳出はちょっと違ってくるので、どこまでお答えいただけるかあれですけれども、これは消費税増税に伴うプレミアム付商品券の支援事業だというふうに受け止めていますけれども、この発行はしたけれども、受け取るところが商工会で、最初はそれぞれの窓口でやったけれども、商工会の1か所で、そんなに行ける人がいないのではないかということで、ちょっと議論もした記憶があるのですけれども、実際に補助金をいただいてどれくらいのいわゆる換金というのですか、できたのかということでお尋ねをします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの販売のほうは1冊10枚、500円掛ける10枚になっておる5,000円分のものが3万125冊、枚数にすると30万1,250枚販売しまして、換金のほうは30万23枚ということで、換金率が99.6%という形になっております。

（竹田）土地売払収入については、先ほどほかの委員が聞きましたので、ふるさと寄附金の件で、潮田委員も聞いておりました。44ページです。いろいろ苦労しながら魅力ある商品がありますよということで鴻巣も頑張っているのですけれども、マイナスになったり、プラスになったり。この200万円ちょっとを税込、やり出すのに本当にこういうことというのはどうなのでしょう。先ほど今後のことということで、企業版のふるさと納税も始めるということで新年度は始めていますが、やる労力との関係、対ランニングコストとの関係ではどのように評価されている

のかお尋ねをします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらかかった経費としましては、記念品代が30%の記念品代と、記念品の送料がかかります。それから、主なものとしてクレジット決済による手数料、それから一番大きなものとしてはふるさと納税の事務の委託料、こちらも約900万円かかっております。そんな中で、今年度につきましては、先ほども申し上げたとおり、もう業者委託をして来年度で丸3年となりますので、新たにプロポーザルを実施して、いろんな提案を受けて事業者のほうを選定して、この辺の当然新たな商品、寄附額を増やすような取組と併せて経費を落としていくというような提案もいろいろ受けながら業者のほうの選定をしていきたいというふうに考えております。

（竹田）いわゆる鴻巣市民が他市にふるさと納税をすると、当然鴻巣市の税収は落ちるわけですよ。それぞれもう同じパイの中でやり取りしてやるわけですから。そういう点で言うと、ちょっと私懸念をするのは、いわゆる企業版のふるさと納税というのは、他市に本社があったりいろいろなところから企業が鴻巣市にやった場合、例えばいろいろな政治的な動きも感知して、意識的にやってしまうのではないかという懸念なんかも、一番顕著なのは関西電力の、いわゆる原発をめぐる、そういうものがあったりとか、先日残念ながらあったのは、いわゆるふるさと納税に対して業者委託したと、そのものに対して収賄があったとかというふうなこともあるだけに、やはり税金というのはちゃんと自分の住んでいるところにちゃんと税金を払うという仕組みが一番私はきれいだとか、クリーンな、仕組みとしてなっていくのではないかというふうに考えるのですが、その点の懸念というのはどうなのでしょう、伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今のふるさと納税と、また企業版ふるさと納税別の事業にはなるのですけれども、企業版のふるさと納税については経済的見返りというものが禁止されているものですので、そういったルールをきっちり守りながら、寄附を受ける場合等については進めていきたいというふうに考えております。

（竹田）残念ながらほかのまちであったのですけれども、ふるさと納税

のいわゆる返礼品をめぐって業者委託したら、その業者の方とその職員との間で癒着というか、そういうことがありましたよね。あつてはならないことが事例として出てくるというだけに、私は先ほど申し上げたとおり自分の住んでいるところにきちんと税金を納めると、それが一番クリーンではないかというふうにちょっと思うものですから、あえていろいろなところでそういういろいろな懸念がされるようなものは、ここだけやめるといふわけにはいかないというふうに思うのですけれども、実際の懸念があるものですからちょっとお伺いしたのですけれども、その点が1つと。

あと、企業版ふるさと納税を今年度始めましたけれども、それでご案内を出したというふうに伺っていますが、企業版ふるさと納税がもうされているのかどうか、実績があるのかどうか確認をします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）1点目のふるさと納税の委託の件ですけれども、そういったことがないように進めていくので、このふるさと納税の制度については、東京一極集中を解消するといった意味からも地方創生を進める上で市のPRもできる必要な事業だと思いますので、今後もしっかりと継続していきたいと思えます。

それと、企業版ふるさと納税については、なかなかコロナの状況で面会等もできない状況ですので、郵送では案内はしたのですけれども、今のところ寄附のほうの申出はございません。

（竹田）60ページの22款の1項です。これが確認できるかどうかなのですけれども、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業です。繰越明許もされていますが、これは事業債ですから、当然財政課が地方債起こしたりとかしているわけですが、その事業の中身についてはどこまで承知しているのか。事業課から出てきたら、はい、分かりましたということで地方債を起こすのか、それとも本当に適切な事業の中身なのかどうかというところはどこまで確認しているのかお伺いします。

（財政課長）地方債の関係になりますけれども、まず地方債を起こすに当たりまして、事業が完全に終了していることの確認を取らせていただきます。その中で対象事業費を識別させていただきますけれども、こち

らのほうも完全に支払っているもの、それに関しては財務会計システムのほうで幾ら支出しているというものが分かりますので、そちらのものを対象事業費にして、例えば国費が入ればその国費を除いたものに対して充当率を掛けさせていただくという内容で地方債のほうを借入れをさせていただいています。

以上です。

(中野) 時間も迫っているので、ちょっとかなり省略するところがあると思うのですが、最初に、ページ数で言うと14、15ページなのですが、市民税の個人分、それからあと一緒に全部やってしまいます。固定資産税、それとあと軽自動車税、それからあと都市計画税、今申し上げた中で、いずれにしても滞納繰越分が、これ例えば市民税で言えば1億3,696万5,000円に対して収入が4,818万4,000円、35.4%、調定額に対して。同様に固定資産税だってこれ収入済額、調定額に対して40.9%。それから、軽自動車税、これについては調定額に対して31.8%というふうに、例えば都市計画税だって41.1%しか調定額に対して収入済額はないのです、滞納繰越分。こう考えると、調定を立てても50%以外はみんな収入済額が。これは、どこに原因があるのか。そこで、これ個々に聞こうと思ったけれども、時間がないのでまとめて聞きますけれども、どうなのですか。

(財務部副部長兼収税対策課長) 当然滞納繰越分につきましては現年分で未納になったものが翌年度滞納繰越分という形で計上されるということになりますが、これの徴収率、基本的には委員ご指摘のとおり35とか四十幾つ、非常に現年分に比べると低いというご指摘あるかと思います。ただし、積み残した、例えば平成の初めの部分だとか、そういったものも当然残っております。我々としては、財産調査をした結果執行停止というような形で処理をしていく中で、どうしても時効を迎えていない部分、その部分が積み残しという形で残ってしまいます。先ほどご質問にもありました、前任者の方からご質問があったと思うのですが、不納欠損の中で、例えば即時という形を取るのであれば当然いわゆる分母となるべき調定金額が減少していくということになりますが、我々としても

この調定金額全部を1年間に調べて結論を出すもしくは徴収する、滞納処分をするというのは非常にきつい部分もございますので、順次この分母となるべきものについて不納欠損、執行停止なりをしてその圧縮を図っているという段階でいますので、ではこの徴収率が県内のほうでも低いと言われると決してそういう状況ではないということになりますので、我々としては順次処理を進めていきたいと思っております。以上です。

(中野) 私は、こういう質問って毎年やっているのだけれども、やっぱり収税課は一生懸命努力しているのだろうけれども、どうしても調定額する収入済額の割合が目についてしょうがないのだけれども、そういうことからいうとやっぱり、本当にいつも申し上げているけれども、財産がなくて本当払えないというのであれば、これは私は仕方がないと。調べてみると、一部あるのに払わないという人もいるのだよね。財産とかがあるのに払わない。私いつも言うのだけれども、そういう人たちがやっぱり、逆に言えば真面目に払っている人がばかを見るというようなことはないようにしていかなければいけないという意味から、実際どの程度この収入済額、そして今言ったように調定額という割合が低い、その今言った実際納めてくれない人たちの生活状況、財産状況、こういうものはきちっと調べておるのか、全部。その点を調べて、どうしても払うに払えないのだったら、もう不納欠損するしかないではない。どうしても払えないのだという人がいるのであれば。しかし、払えるのに払わない、逃げ回っているというようなことを許すわけにいかないのです、それはやっぱりきちっと調べた上で、払いたくても払えない人についてはやっぱり私はきちっと不納欠損をしてしまっただけで、整理をしていくと。払える人についてはきちっともう払ってもらって、財産を没収するというような強い態度を取らないといつまでたってもこれなので、この辺をどういうふう担当課として考えるのか。

(財務部副部長兼収税対策課長) 滞納者の方については、我々は財産調査というのを毎月に行っています。金融機関22社、保険会社16社、その他文書センターというところで直接調べるという手法を使っています。

大体金融機関22社と保険会社16社については、月90件程度、年間1,080件程度調査をしています。そういった中で、財産がないと、2度目の調査でないという部分については即時停止という形で処理をする場合もございます。ある部分については、我々としては差し押さえるという部分、そういった預貯金、いわゆる債権などを持っていない場合については不動産の差押えという形で順次進んでいるということになります。確かに逃げ回っているという部分もご指摘あるかと思うのですが、こちらについては居所不明という場合については当然執行停止の対象になってきますので、現地調査もしくは他市町村の場合は実態調査という形で、外国人については入国管理局のほうに調べてという形で適正な処理をしているところです。ただし、納税意識のない方については、我々としてはできるだけ自主納付と、税金は自主納付が原則になりますので、そういった中でやむなく、例えば給与の差押えだとか、そういった形で継続している債権について執行しているというような段階でありますので、どうしてもその部分については調定額という形では残っています。年々差押え件数というのは前年を上回る件数というのを実績としては残させていただいています。分母が小さくなるに従って1件当たりの差押え金額というのは当然小さくなってきていますので、我々としては職員が一生懸命頑張っただけでそういった形で処理をさせていただいているというのが実情でございます。

以上です。

（中野）では、次に行きます。

次に、本来通告では個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収特例交付金、軽自動車という質問をする予定でした。これは補正のところの説明があったので、6号の補正で説明があったので、同様であるかどうか、同様であると私は思っているのですが、そこだけちょっと伺います。

（財政課長）原則として同様になります。ただし、補正係数に関しましては、毎年毎年総務省のほうから示しますので、補正係数のみが違っているというふうにご判断いただいて大丈夫だと思います。

以上です。

(中野) その次、これも省略しましょう、時間がないから。減債基金繰入金と合併振興基金繰入金。先ほど質問あったのですけれども、ページ数で言うと44ページと46ページに出ているのですが、これ私計算して、合わないのでもっと教えてほしいのですが、今回この収入済額、例えば減債基金ですと3億、それから合併振興基金だと5,800万となっていますね。ところが、この決算書の440ページ、441ページで見ますと、例えば減債基金で言えば、この年度で動いた、例えば有価証券では8億9,900万から2億増えて10億というふうに見ていった場合に、結局この年度に動いたのは、2億増えて現金が4億9,200万、マイナスになっているでしょう。そうすると、この差を引くと2億9,216万6,352円。ところが、実際ここで出ているのは3,000万と出ているのです。例の決算のところでは、3,000万繰り入れたと。ということになると、この辺の数字がどうなっているのかちょっとお聞きしたいのと、合併振興基金も同様です。30年度に出したお金と、そして30年度に入った、入ったというか、積んだ金と、それで差引きして年度末が、例えば合併振興基金だとこれが有価証券と現金で29億9,000万円ぐらいになるのかな、残高。違いますか。そうでしょう。

(何事か声あり)

(中野) そうなのだよ。とにかく5,800万出しているのだよね、30年度は。ご存じね。そうすると、この数字が合わないのです。その辺ちょっと教えていただきたいということです。

(財政課長) まず、すみません、先に合併振興基金からちょっと計算を入れさせていただいてしまいましたので、合併振興基金からなのですけれども、前年度末の残高なのですが、平成30年度末の残高が30億3,316万6,999円になります。それで、令和元年度に5,800万円を取り崩しまして、そのほかに基金の利子を積立てさせていただいた結果、残高としますと令和元年度末残高が29億9,061万2,488円になっているものと思います。同じように、すみません、まだ減債基金のほうちょっと計算入れていないのですけれども、同じような理屈になっているのかなと思っていますが。

以上です。

(中野) そうすると、今の説明の中で、前年度末と、それから令和元年度取り崩した金額、その今利息ということがありましたね、利子が。そうすると、利子というのは、つまり会計課から出ております。例えば合併振興基金ですと、利子として1,544万5,489円と出ています。これを足すと、そうすると令和元年度末になるという今説明でしたよね。常識ではそういうことだよね。では、それでもう一度私きちっと計算し直してみますけれども、その上で機会があればまた質問したいというふうに思っております。

それからあと、時間がないので、どうしても短くなってしまいうのだけれども、では最後にしましょう、これ。ページ数が60ページです。最後もうあと2つです。総合福祉センター改修事業費が2億5,430万になっています。この総合福祉センターの改修事業というのは、主に事業内容、改修したところ、分かります。担当課ではないから分からないかな。

(財政課長) 細かい内容については、申し訳ありません。ちょっと細かいところまでは承知していませんのでけれども、エアコンの改修とか、外壁の改修というのは実施したということは聞いております。そのほかにちょっと細かいことに関しては、申し訳ありません。ちょっと把握していませんところでは。

以上です。

(中野) では、これが最後になります。

62ページ、臨時財政対策債が13億4,000万です。この臨時財政対策債は決算報告書の中に出ておりますが、平成30年度と令和元年度で見比べると、令和元年度が臨時財政対策債の発行額が少ないのですよね。30年度のほうが多いのです。それで、なおかつ残高が、要は聞きたいのはこの臨時財政対策債、私が知っている限りはこれ100%後年度地方交付税算入されるというふうに聞いているのです。ところが、さっき言いましたように、30年度が臨時財政対策債21億4,000万、元年度が13億4,000万、そして令和元年度で元利償還をすることによって残高が212億5,700万、今回の例えば令和元年度で償還金は元利合わせると15億9,700万あるのですね。決

算報告書の38ページ。そうすると、後年度地方交付税算入されるということで、今回も地方交付税若干増えていますけれども、この元利償還した15億9,700万、これが地方交付税に令和元年度どのように影響してきているのか。それは単年度で見たときに。地方交付税で入ってきたものと、その分として。ところが、元利償還金でこれだけ返しているということになると、全体的には地方交付税、後年度見てもらえるというふうに言うけれども、単年度で見れば償還金のほうが多くて、地方交付税で後年度算入された分より償還金のほうが多いなんていうことがあると、単年度で見ればマイナスになるではないですか、鴻巣市の一般会計の財政上。その辺どうなのかお聞きしたいのですが。

(財政課長)臨時財政対策債、決算報告書の中で、元利のところ約15億9,700万あります。それに対して交付税のほうの算入が幾らだったかというところ、令和元年度のところで見ますと、算入されている個表のほうを見させていただきますと、15億6,100万(P.92「16億800万円」に発言訂正)という形で算入の基礎となっております。

以上です。

(中野)そうすると、たまたま今令和元年度については元金合わせて15億9,700万、償還金、ところがそれで地方交付税で算入されたのが15億6,100万(P.92「16億800万円」に発言訂正)。ということは、償還金より多く入っているということになるのだけれども、これはたまたま令和元年度だけのことでなくて、最終的には今言った212億、今借りている合計が212億5,700万借りているわけだから、そのものについては毎年償還する、毎年入ってくるということの中で、年度によっては償還金のほうが増えて、算定されるものが少ないと、令和元年度と逆のことが起こらない限り起こると思うのです。それは実態どうなのですか。

(財政課長)申し訳ありません。先ほどの私のほうで申し上げた15億6,000万というところなのですけれども、平成30年度の数字を申し上げまして、ちょっと申し訳ありません、訂正をさせていただきまして、令和元年度の臨時財政対策債の算入額ですけれども、16億892万5,000円が算入されております。申し訳ありません。さっき委員さんのほうでご指摘

いただきました逆転する可能性があるかどうかというところなのですけれども、過去の細かい数字まで、ちょっとすみません、調べておりませんで、先ほど平成30年度のもものが15億6,100万で、令和元年が16億800万というものまでは、直近のものだったら調べてあるのですけれども、それと実際の償還額との見比べはちょっとしておりませんので、申し訳ありません。ここでのコメントはちょっとできないのですけれども。以上です。

（中野）分かりました。ただ、やはり幾ら100%後年度交付税に算入されるということではあるけれども、この臨時財政対策債は地方財政の逼迫ということがその分国が見るよという趣旨でできたものですから、そういう点からいうと100%補填されるというようなものの、年度によってやっぱり入ってくるのと返す額とのギャップが出てくる。そんなことがあると、やっぱり今後臨時財政対策債というものについて、市の方向として、予算を組む財政上の問題として、今後も臨時財政対策債というのは大体今言ったように20億から10億円程度予算ベースで算入に対してこれを発行していくということになるのかどうか、今後の問題として。それについて最後伺っておきたいと思います。

（財政課長）臨時財政対策債ですけれども、交付税が現金で配れないことによって配られるもの、実質交付税となるものということで理解をしております。当然現金でもらえる交付税の代わりに配分されるものですので、鴻巣市としては臨時財政対策債が、発行可能額が示されればそちらのものは借り入れて、後年度負担をしていきながら交付税算入をもらっていくというのが流れになると思います。以上です。

（坂本（国））1つだけお願いいたします。

52ページ、53ページのやさしさ支援課マッチングシステム登録料、20万5,000円でありますけれども、先ほど41人分とあったのですが、これは鴻巣で運営しているマッチングシステムの登録料だったのでしょうか。ちょっと確認です。

（やさしさ支援課長）婚活のマッチングシステム登録料につきましては、

鴻巣のマッチングシステムの登録料になります。2年間で5,000円となっております。令和元年度は41人の登録料の納入がありました。内訳を申し上げますと、新規登録者が24人、更新登録者が17人となっております。また、男女の内訳は、男性28人、女性13人となっております。以上です。

（坂本（国））これ一応埼玉でやっているほうに移管していくみたいな話であったと思うのですが、これは今でも動いているということでしょうか。このマッチングシステム。

（やさしさ支援課長）鴻巣のマッチングシステムにつきましては、令和元年度末をもちまして、3月末をもちまして終了とさせていただきまして、県のSAITAMA出会いサポートセンターのほうに移らせていただいております。

以上です。

（坂本（国））そうすると、このとき5,000円を払っていただいた方というのは、1年は登録されていたと思うのですがけれども、その後5,000円を払ってしまった方についてどんな対応だったのか教えてください。

（やさしさ支援課長）登録期間がまだ残っている方につきましては、令和2年度の予算において登録料を返還しております。その残期間に応じて、半年ごとに区切りまして、返還金を4つに分けて今年度返還を行っております。

以上です。

（坂本（国））最後に、埼玉への移管といいますか、埼玉に参加された方ってどのような人数で、どんな感じになっているのか教えてください。

（やさしさ支援課長）SAITAMA出会いサポートセンター、県のほうで行っている婚活支援のほうへの登録者というのは、すみません、鴻巣が自治体としての登録を行うことで、鴻巣市の市民が登録する際に登録料が安くなるという、そういった恩恵を受けられることとなります。鴻巣市の加入者というのを把握はしておりません。人数は分かりますが。それで、鴻巣の婚活マッチングシステムに加入されていた方がそちらに移行をしたかどうかというのは確認は取れませんが、3月に出張登録会

を行いまして、15の方がそこで県への移行の手続を取っております。
そこだけは把握しております。

以上です。

(委員長) それでは、議案第76号の歳入について質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時12分)

_____ ◇ _____

(開議 午後5時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後5時13分)